

官報

平成十六年十一月十七日

○第百六十二回参議院會議録第七号

平成十六年十一月十七日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第七号

平成十六年十一月十七日

午前十時開議

第一 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、信託業法案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(屬千景君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、
信託業法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(屬千景君) 御異議ないと認めます。伊藤
國務大臣。

(國務大臣伊藤達也君登壇、拍手)

平成十六年十一月十七日 参議院會議録第七号

○國務大臣(伊藤達也君) ただいま議題となりま
した信託業法案につきまして、その趣旨を御説明
申し上げます。

政府は、信託の活用に対するニーズへ柔軟に対
応するため、信託の利用者の保護を図りつつ、受
託可能財産の範囲や信託サービスの担い手の拡大
等を行うことにより、信託制度という我が国金融
システムの基盤を整備し、もって国民経済の健全
な発展に資することを目的として、本法律案を提
出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申
上げます。

第一に、あらゆる財産権について信託を可能と
するため、受託可能財産の制限を撤廃することと
しております。

第二に、金融機関以外の信託業の担い手である
信託会社について、その業務の内容に応じて免許
制又は登録制の下で信託業を営むことを可能とす
るとともに、委託者や受益者の保護を図るため、
信託会社に対する行為規制や監督規制等を措置す
ることとしております。

第三に、知的財産権を始めとした信託活用
のニーズにきめ細かく対応するため、グループ企業
内での信託業や大学等の技術移転事業を行う承認
TLOによる信託業を認めることとしておりま
す。

第四に、信託サービスの提供チャンネルの拡大
の観点から、信託会社の委託を受けて信託契約の
締結の代理等のサービスを提供する信託契約代理

議事日程追加の件 信託業法案(趣旨説明)

店及び信託受益権の販売等のサービスを提供する
信託受益権販売業者の制度を設け、これらの者に
よる取引の公正を確保するための規定等を整備す
ることとしております。

なお、本法案を衆議院に提出した際に二か所の
誤りがありましたことにつきましては、誠に遺憾
であり、深くおわびを申し上げます。今後、再発
防止を徹底し、法案作成に当たり万全を期してま
いる考えでありますので、よろしく御理解をいた
だきますようお願いを申し上げます。

以上、信託業法案につきまして、その趣旨を御
説明申し上げた次第であります。

何とぞ御審議のほど、よろしくお願いを申し上
げます。(拍手)

○議長(屬千景君) ただいまの趣旨説明に対し、
質疑の通告がございます。順次発言を許します。
中島啓雄君。

(中島啓雄君登壇、拍手)

○中島啓雄君 自由民主党の中島啓雄です。

私は、自由民主党、公明党を代表しまして、た
だいま議題となりました信託業法案につきまして
伊藤金融担当大臣に質問をいたします。

我が国の経済は、平成十五年、実質三・二%
成長となり、予想以上の回復を示しましたが、本
年七月九期は実質年率〇・三%の成長にとどま
り、減速傾向となっております。景気の良いところ
、停滞しているところ、地域別、業種別にはま
だら模様という状況で、景気の先行きは決して楽
観できないものとなっております。

構造改革を加速し、経済の回復を金融面から支
え、より強固な金融システムを構築するため、平
成十四年十月、金融再生プログラムが策定され、
来年三月末までに主要行の不良債権比率を半減さ
せることとされました。不良債権比率は平成十四
年三月末の八・四%から本年三月末には五・二%
と低下しており目標達成に近付いておりますが、
U F J銀行の検査忌避問題は、不良債権残高の計

数について疑問を投げ掛けるものであります。
正確かつ適切な開示の下、目標は達成できるか、
その見通しをお伺いしたいと思っております。

地域金融機関にしましては、昨年三月に公表
したリレーショナルシップパンキングの機能強化に
関するアクションプログラムに基づき、中小企業
の再生と地域経済の活性化を図ることで不良債権
問題も同時に解決していくためのもろもろの取組
が推進されております。しかしながら、例えば、
足利銀行等の破綻は中小企業の経営を圧迫し、雇
用の悪化を招き、地域経済に大きな影響を与えま
した。種々の批判もなされているところであり、
金融行政においては地域の利用者から十分な信認
が得られるよう適切に対処されることが特に重要
でありますので、足利銀行等の破綻を教訓に、地
域経済の再生に向けて、公的資金の機動的な投入
を含めて、今後ともどのような政策運営を進めら
れるのか、御認識を伺います。

次に、信託業法案についての質問に入らせてい
ただきます。
近年の金融制度改革においては、投資家から信
頼を得られる公正性、透明性の高い市場を確立す
る観点から証券市場の整備が行われるとともに、
金融商品へ投資する投資家を保護する観点から制
度整備がなされるなど、様々な金融市場のインフ
ラ整備が進められてまいりました。今般、大正十
一年に制定された信託業法を約八十年ぶりに
全面的に改正することとなりました。この信託業
法案も、金融市場のインフラ整備を更に進め、間
接金融から直接金融への流れを促進するものと認
識しております。

そこで、まず、今般の信託業法の全面的な改正
を行った背景、理由についてお伺いをいたしま
す。
さて、信託制度の整備が金融市場のインフラ整
備に不可欠であるということは分かりますが、一
般国民の目から見れば信託という制度はやや技術
的、専門的な印象があり、今回の法案により国民

生活にどのような影響があるのか分りにくい面があるのも否定できません。今回の改正の重点の一つである受託可能財産の拡大によって、中小企業やベンチャー企業、さらには大学などの新たな信託業務の振興、展開に通じる効果が期待されております。また、特許権、著作権等の知的財産権も信託の対象となるわけであり、一般の信託業法の全面改正は、このような知的財産の戦略的な活用も視野に入れて行われたものと承知をいたしております。

そこで、今回の法案は、我が国の経済の活性化にどのような効果があるのか、知的財産権が信託制度の中でどのように活用されていくことが期待できるのか、お伺いいたします。

次に、一般の法案では、金融機関以外の者が信託業に参入するための環境整備が図られているものと承知しておりますが、これにより、高い運用能力を持った信託会社が出現し、既存の信託銀行と切磋琢磨していけば、国民の様々なニーズに更にこたえることができると期待されます。しかしながら、こうした新たな担い手を含め、受託者が業務を的確に遂行し得る信頼の置ける者であること、委託者及び受益者の利益が適切に保護されることが必要であります。

信託とは、中世のイギリスにおいて始まったと言われており、宗教心に厚いイギリス人が自分の土地を遺産として教会に寄進する慣習があったところから、封建領主にとっては、自分の権力の及ばない教会に土地が移ると地代や税金が取れなくなる。そこで、これを禁止する法令を制定した。これに対抗して、人々は土地を直接教会に寄進しないで信頼できる人に譲渡し、譲渡を受けた人が土地から上回る利益を寄進する方法を取った。さらに、十字軍の遠征に際して、参加した兵士が国に残した家族のために自分の財産を信頼できる人に信託したということから広がったと聞いております。

このように、信託される人、すなわち受託者が

信頼されるに足る者であるということは信託制度の基本的な要件であります。さかのぼって、大正十年には第一次大戦後のブームに乗って信託会社が四百八十八社を数えるに至り、資力や信用力で問題を生じる会社も少なくなく、大正十一年、一九二二年に現行の信託業法と信託法が制定されたという経緯があります。このような観点から、しっかりとした情報開示や行為規制を含めて、一般の法案では信託会社の適格性や健全性をどのように確保しようとしているのか、お伺いをいたします。

さらに、国民と信託とのかかわりを考えた場合、自分の財産を信託して管理運用してもらうというもののほか、投資商品として信託の受益権を購入することが行われております。資産の流動化ということがよく言われますが、資金調達の円滑化、経済の活性化のためには種々の資産の流動化が図られることが望ましい。

一方では、流動化商品を購入する投資家側の保護を図る仕組みが確立していることが不可欠と考えられます。特に、信託商品は元本保証のないリスク商品であることが基本であり、受益者の自己責任が求められる、また信託商品のスキームは極めて複雑となり得るものであり、投資家に信託商品を購入するに当たっては、販売に関するルールをきちんと定め、投資家に商品内容を周知させ、不測の損害を与えないようにしなければなりません。そこで、信託商品の販売に関して投資家の保護をどのように図ることとしているのか、お伺いをいたします。

今般の法案においては、信託業の担い手を金融機関以外の一般事業者に対しても広く認めることとしました。これによって一般企業の参入が予想されますが、金融庁の検査監督体制は地方の体制を含め、十分このような事態に対処できるものとなっているのでしょうか、お伺いをいたします。最後にありますが、金融資本市場が高度化、複雑化していく中で、その環境整備を図っていくこ

とはますます重要になっております。今般の信託業法案は、信託制度の整備を図り、今後ますます多様化する国民の資産管理、資産運用、資金調達等のニーズにこたえ、経済を活性化していくこととするものであり、我が国の産業や経済、国民生活にとつても重要な意義を有するものと考えられます。このため、本法案の早期成立を図り、国民のニーズに的確かつ速やかにこたえていくべきであると考えます。このことを申し述べて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣伊藤達也君登壇、拍手)

○国務大臣(伊藤達也君) 中島議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

主要行の不良債権比率を半減させるという目標についてお尋ねがございました。

金融庁においては、構造改革を支えるより強固な金融システムを構築するため、来年三月末には不良債権問題を正常化させるという決意の下、金融再生プログラムの諸施策の推進に全力を尽くしているところであります。こうした取組により、主要行全体の不良債権比率は十六年三月末に五・二%に低下するなど、半減目標の達成に向けて着実に低下しているものと認識をいたしております。

金融庁といたしましては、引き続き、金融再生法等に基づく不良債権の適切な開示を求め、来年三月末に半減目標を確実に達成できるよう、手綱を緩めることなく、諸施策の推進に全力を尽くしてまいります。

足利銀行等の破綻を教訓とした地域経済の再生に向けた政策運営についてお尋ねがございました。

地域金融機関については、現在、リレーシオンシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムに基づき、平成十六年度までの集中改善期間に中小企業の再生と地域経済の活性化を図ることによって、同時に不良債権問題の解決を目指すことといたしております。全体として、間柄

重視の地域密着型金融の機能強化に向けた取組が進んでいくものと認識をいたしております。

金融庁といたしましては、引き続き、地域金融機関が、地域密着型金融の機能強化に係る取組を着実に推進することにより、地域の中小企業等の金融ニーズに一層適切に対応するとともに、経営の健全性を確保することで地域の利用者から十分な信頼が得られるよう、最大限努力をしてまいります。

なお、先般、金融機能強化法が施行され、合併等を始めとする経営改革を行い、地域における金融の円滑化等、健全な金融機能を発揮し得る金融機関に対して国が資本参加をする制度が導入されました。

同制度による国の資本参加は、あくまで金融機関からの自主的な判断による申請に基づいて行われるものでありますが、同制度の活用は、十分な自己資本の確保を通じ、地域経済の活性化や金融システムの安定強化につながるものと認識をいたしており、金融機関側より申請があれば適切に対処してまいります。

信託業法の全面的な改正を行う背景、理由についてお尋ねがございました。

今回の改正は、知的財産権の戦略的活用を支援する観点から、知的財産権を受託可能財産に加える、売り掛け債権等の流動化により資金調達を行う手段を多様化するため信託業の担い手の拡大を図るなどといった信託の活用に対する新たな時代のニーズに柔軟に対応するために行うものであります。

信託業法の見直しは、金融資本市場の基盤整備を進めるために不可欠なものであり、規制改革推進三年計画や知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画において早期の対応が求められていたことから、本法案を国会に提出した次第であります。

今回の信託業法改正による我が国経済の活性化への効果及び知的財産権の信託制度における活用

についてお尋ねがありました。

本法案は、金融機関以外の者がそのノウハウを活用して信託業に参入するための環境の整備と受託可能財産の範囲の拡大を主な内容としたしております。

本法案により、金融機関以外の多様な者が資金仲介の新たな担い手となることや、信託を活用して保有資産を流動化することにより企業の資金調達の経路や手段の多様化が図られるとともに、多様化する資産の管理運用ニーズに幅広くこたえることができることから、我が国の経済の活性化に資する効果があるものと考えております。

特に、知的財産権の信託の活用としては、主にベンチャー企業や中小企業が資金調達の手段として知的財産権の流動化を行うことや知的財産の管理を専門とする者による効率的な管理等を行うことなどが考えられます。

また、グループ企業のみが当事者の場合は、届出のみで信託業が可能となることから、グループ企業内の知的財産権の戦略的利用を図るために信託を活用することも考えられます。

さらに、大学等技術移転促進法に基づいて文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けた技術移転機関、TLOが信託スキームにより大学等技術移転事業を行うことが可能となることから、大学発の知的財産権を企業へ移転するために信託を活用することも期待されます。

信託会社の適格性や健全性の方策についてお尋ねがありました。

本法案では、信託が信託に基づいて他人の財産の管理又は処分を行う業務であることを踏まえ、信託会社の参入を免許制又は登録制として、人的構成等の業務執行体制や財産的基礎等を有し、受託者責任を十分に果たせる体制が備わっているかどうかについて審査することとしたしております。

また、信託会社に対して、不当勧誘を禁止し、

信託契約締結に当たって説明義務を課すなど、信託商品の販売等に関するルールを盛り込むとともに、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等の受託者責任を規定しております。

さらに、信託会社が信託業務を営むに当たっては、その管理失当等により信託財産に損失を生じさせ、結果的に受益者に損害を与える可能性があらため、信託会社に対し一定の営業保証金の供託を義務付け、これに対する優先弁済権を認めることにより受託者の保護を図っております。

このほか、信託会社に対して、計算期間ごとに信託財産の状況についての報告書を作成し、受益者に交付することを義務付け、受益者の保護を図るとともに、営業年度ごとに業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、毎営業年度終了後一定期間、すべての営業所に備え置くことを義務付けることにより、公衆への情報開示も確保しております。

これらの規制の実効性を確保するため、受託者としての義務を履行しない信託会社に対し、立入検査や業務改善命令、免許・登録の取消命令等の監督上の措置を取ることを可能としております。

これらにより、信託会社の適切な業務運営を確保できるものと考えております。

信託商品の投資家保護のための方策についてお尋ねがありました。

本法案については、まず、新たな信託業に参入する事業者については、その営む信託業の内容に応じて免許制又は登録制とするとともに、信託契約の締結の代理等を行う信託受託代理店及び信託受益権の取引を行う信託受益権販売業者についても登録を要することとし、これらによって不適切な事業者の参入を阻止することとしたしております。

また、信託商品は実績配当が基本であり、受益者の自己責任が求められることや、信託商品スキームは極めて複雑となり得ることを踏まえ、信託に係る取引の公正を確保し、顧客の保護に欠け

ることがないよう、不当勧誘行為を禁止し、顧客に対して信託商品を販売するに当たってその内容を説明することを義務付けるなど、信託商品の販売等に関するルールを規定しております。

さらに、信託会社等が業務を営むに当たって十分な説明義務を尽くさなかったことにより、顧客がリスクを知ることなく信託商品を取得し、損失を被る可能性があることから、顧客の保護を図るべく、一定額の供託を求め、これに対する優先弁済権を認める営業保証金制度を採用することとしたしております。

これらの規制の実効性を確保するため、必要に応じて立入検査を行うとともに、業務改善、業務停止、免許・登録取消し、役員解任の命令といった監督上の措置を取ることも可能としており、これらを通じて信託商品の購入者の保護が図られるものと考えております。

金融庁の検査体制についてのお尋ねがありました。

本法案では、金融機関以外の者の信託業への参入について免許制又は登録制の下で審査を行うとともに、委託者や受益者の保護の観点から、信託会社に対して適切な監督権限を行使する仕組みとされているところであります。

金融庁といたしましては、新法に基づく新規参入の状況等を踏まえつつ、必要な定員の確保や検査・監督に万全を期してまいる所存であります。

なお、地方における検査・監督事務については、財務局が担当することとされており、財務省において必要な体制整備がなされるものと考えております。(拍手)

○議長(扇千景君) 大塚耕平君。

(大塚耕平君登壇、拍手)

○大塚耕平君 民主党・新緑風会の大塚耕平でございます。

ただいま議題となりました信託業法案について

質問をさせていただきます。

初めに、本法案の効果に関する認識をお伺いしたいと思います。

本法案は、信託機能を活用して売り掛け債権、知的財産権等の保有資産を流動化し、企業の資金調達手段の多様化を図るものと説明されております。しかしながら、信託商品は幾つかに類型化できますことから、それら各々の特質を踏まえた法案の趣旨説明を求めたいと思います。

すなわち、一つは、信託銀行の代表的メニューである貸付信託的な商品であります。貸付信託は、委託者から集めた資金を長期貸付けを中心に運用するとともに、受託元本は信託銀行が保証しております。つまり、信託銀行が販売していたのはあくまで預金類似商品であり、集めた資金を信託勘定から銀行勘定に移転して初めて信託商品としての組成が完了いたします。初めに貸付けがあり、それを信託したものではありません。預金類似商品としての信用創造機能があつてこそ金融仲介機能が発揮されているのであります。

一方、委託者が金銭以外の資産を信託する場合は効果が異なります。例えば、ある企業が営業貸出し債権や売掛金を流動化するの、言わば手形を換金するのと同じこととあります。さらに、知的財産権のように、これまで貸借対照表に未計上であつた無形資産に信託機能を生かして資産価値を発生させることは、貸出し債権や売掛金の流動化とも異なります。

以上のように、本法案の中には、貸付信託的な信用創造、資産の売却や流動化、資産価値の新たな付与といったケースが混在しており、これらを一括して法案の企図するところを説明するのはやや難解と言えるかもしれません。特に、資産の売却、流動化、資産価値の新たな付与に関しては、金融仲介機能はあるとしても、厳密な意味での信用創造機能はありません。

そこで、各類型ごとに、信用創造機能、資金仲介機能、資産創造機能の三点から、本法案がどの

ような効果を企図しているのかについて、より正確な御説明を求めたいと思います。

次に、以上申し述べましたように、信用創造機能が限定的だといったしますと、本法案は、委託者、受託者、どちらのメリットがより大きいのかということをお伺いしたいと思ひます。

信託業務が拡大していくことを前提にすれば、中長期的には委託者、つまり貸出し資産や知的財産権等を有効活用したいという企業や個人のメリットもあると思います。しかし、信用創造機能が限定的であることをかんがみますと、短期的には受託者、つまり信託銀行やこの法案が参入を認めようとしている新たな信託会社により大きなメリットがあるのではないかと推測いたします。

このことは、新たな信託会社の参入により競争にさらされるはずの信託銀行業界が法案に賛成していることから明らかであります。信託銀行は、新たに参入する信託会社から再信託を受けることを念頭に置いているものと思われまふ。再信託自体を否定するものではありませんが、十分な信託業務遂行機能を持たない事業者が信託銀行の単なる窓口として参入してくる可能性が高いと言えます。したがって、新たに参入する信託会社、すなわち受託者の適格性が重要なポイントとなります。

そこで、まず委託者、受託者のメリット、デメリット、短期的、中長期的の効果についての御認識、そして中長期的に委託者のメリットをどのように実現していくのかについて政府の考え方を伺いたいと思ひます。

信託会社の適格性の判断基準についても伺います。

本法案では、人的構成等の業務執行体制や財産的基礎等を個別審査することで適格性を担保するとしておりますが、人的構成や財産的基礎とは具体的にどのような内容でありましようか。詳細は決まっているのでしょうか。あるいは、まだ決まっていらないのでしょうか。

信託業並びに新たに設けられる信託契約代理業及び信託受益権販売業とも、業務を的確に遂行するに足る知識、経験を有する者の配置や経営者の経歴などが判断基準とされております。

しかし、こうした定性的な基準というのは、その定義が極めてあいまいであります。例えば、新たに参入する信託会社に私が担当者として在籍していた場合、私程度の者は知識を有する者に該当するのでありましようか。あるいは、何か試験を受けなくては行けないのでしょうか。それとも、信託銀行での勤務経験を要するのでしょうか。

この質問に関連して、一点申し上げたいことがあります。

さきの通常国会で審議しました証券仲介業に関する証券法改正案においても、法案では具体的なことは余り決まっておらず、実質的に重要な部分は政省令で定めることとなっております。改正証券法は来月一日に施行されます。政省令に關しましては、通常国会後、私自身もパブリックコメントを出し、金融庁には真摯に対応していただき、できれば国会でもより実質的な審議ができることが望ましいのではないでしようか。日本の構造問題の一つは、立法府の制御が利かない政省令等の役所の裁量範囲、権限が大き過ぎることでありまふ。

信託会社の参入基準も、どこまでがこの法案に盛り込まれていて、何が決まっていなくて、決まっていらないことはいつまでに決めようとしているのか、その過程で我々国会議員はコミットできるのかできないのか、あるいは別途議論する場があるのか、そういう点について御説明を願ひたいと思ひます。

あわせて、信託会社の参入に關しては、法案では大ざっぱな枠組みを決め、詳細は政省令にゆだねるという証券仲介業のときと同じ対応が適当ではないことを申し上げておきます。証券仲介業は顧客から資産を預かりませんが、信託業は資産を

受託いたします。そのため、利用者にとって信託会社の事業者リスクは相対的に高いと言えるからです。

そういう観点から申し上げれば、信託会社の株主に関する適格基準が証券会社とほぼ同様の内容にとどまっておらず、信託銀行の基準よりも甘いという点にも懸念があります。信託会社と信託銀行は顧客の資産を受託するという面では同じ機能を果たします。概念的な違いは決済インフラの有無だけでありまふ。信託会社と信託銀行の株主規制の格差はどのような合理的理由に基づくものでしようか、お伺いしたいと思ひます。

次に、参入した信託会社の不正行為の抑止についてお伺いいたします。

法案では、信託会社の忠実義務、善管注意義務、分別管理義務がうたわれておりますが、これらもやや抽象的に過ぎると思ひます。

例えば、信託勘定と自己勘定の分別管理については具体的にどのような規制を考えているのでしょうか。信託銀行では、信託勘定と銀行勘定の間で資産や資金の大規模な移転が日常的に行われています。こうした勘定間の移転は、その行為が、委託者、受託者、いずれのために行われているのかを証明することが非常に困難と言ひます。これに付随して伺ひます。参入基準とも関係がありますが、法第二十一条で当該信託業務に關連するものを営むことができると思ひますが、これはどういう意味でしようか。その一方、第五条では、不適格事由として、他に営む業務が信託業務に無関連である場合と明記してあります。法案全体として關連する業務を行うことを推奨しているのでしょうか。關連業務を併営すると、受託資産を自己勘定に移転して運用する潜在的な可能性は否定できません。受託資産の自己勘定への流用・移転規制、信託勘定の分別管理の義務付けなどに関する考え方を伺ひたいと思ひます。

この問題の延長線上には、先ほど申し述べました再信託の問題があります。第二十二条には、受

託財産について業務の一部を第三者に委託できる、ただし、一部であり、全部の委託はできないという内容が明記されていますが、具体的にどの程度のウェイトを想定しているのでしょうか。先ほども申し述べましたように、信託銀行業界は再委託を想定しており、一定の数値基準を設定しない、信託事業者の多様化というよりも、信託銀行への信託財産の集中を招くことになると思ひます。政府の御方針を伺ひたいと思ひます。

次に、財産的規制についてお伺いいたします。

参入基準としての財産的規制をクリアしても、営業開始後に過大な受託をする可能性がありまふ。そこで、財産的基礎や営業証拠金に關して、受託資産規模に合わせた段階的な規制が必要と思ひますが、この点についてのお考えをお伺ひたいと思ひます。

知的財産権等の評価についてもお伺ひたいと思ひます。

知的財産権を有効利用するために信託機能を活用することは、知的財産立国を目指す我が国にとつては結構なことだと思ひます。しかし、留意すべき点もありません。本法案では、グループ内企業の知的財産権の評価を行うためのグループ内信託事業が届出だけで可能としております。その場合、当初は簿価がゼロであった特許権等の知的財産権をグループ内で時価評価することになります。これが、当該評価の公正性、客観性は、だれがどのように担保するのでありましようか。

この点に關して中川経済産業大臣は、さきの通常国会での本法案の衆議院本会議における答弁の中で、「価値評価手法の検討、整理、実際の取引事例の収集など、知的財産権の価値評価を容易にするための情報収集及び情報提供を進めてまいります。」と述べておられます。その後、半年がたちました。どの程度検討が進捗し、その成果を委員会審議の前に財政金融委員会に御提出いただけるかどうか併せてお伺ひたいと思ひます。

信託銀行、信託会社が保有する株式の議決権行

使の問題についても伺いたします。

かねてより、信託銀行が株主代理機能を十分に果たしていないとの指摘が聞かれますが、本法案によって信託業務が拡大いたしますと、そうした傾向が強まる可能性もあります。こうした弊害に對してどのような対応をお考えになっているのかをお伺いしたいと思います。

最後に、利用者保護について伺います。

金融サービスのユニバーサル化が進み、金融システムの構造が根本的に変わりつつある中、利用者保護の枠組みも根本的に見直す必要があることは再三指摘させていただいている点であります。現在の利用者保護にかかわる法制は、主なものだけでも、銀行法、保険業法、証券法、投資信託法、金融先物取引法、投資顧問業法、商品ファンダ法、特定債権法、不動産特定共同事業法など、実に多岐にわたっております。この際、私どもが主張を続けております日本版SECの設置や、包括的な利用者保護法制の整備が不可欠と考えます。この点に関する伊藤大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

ところで、過去三年間、多くの閣僚や政府参考人の御答弁を拝聴してまいりましたが、答弁には大きく分けて三つのタイプがあるようです。

第一は、質問に対して明確かつ具体的な御回答のあるものです。国会を言論の府、国権の最高機関として有効に機能させるためには、極力そうした答弁をしていただきたいと思います。

第二は、詳細は未定、検討中という御答弁であります。法案ではあまいまいなことしか議論せず、本当に重要な部分は政省令レベルにゆだね、その結果、役所の裁量範囲が大きくなるケースです。これも日本の構造問題の一つであり、我々議員人は、議会の機能と責任を再認識し、この点を是正する必要があると考えております。

伊藤大臣におかれては、信託会社の適格性や利用者保護等の質問に関して、明確かつ具体的な御答弁をいただければ幸いです。

平成十六年十一月十七日 参議院会議録第七号

第三のタイプは、無意味な回答であります。こうした答弁はあつてはならないことであります。無意味な答弁とは、論理学の用語で申し上げれば、トートロジーということであり、AであればBであるという命題に對して、AであればなればBになるのかという質問をすると、なぜならBはAだからだという難解な主張をすることを指します。辞書によれば、トートロジーとは、特に繰り返したからといって何の意味も明瞭さも付け加えないような同じ言葉の繰り返し、難解な同語反復と定義されています。

難解な御答弁と言え、昨年政界を引退された塩川前財務大臣が思い出されます。いかにも塩川さんらしい何回聞いても難解な御発言とともに、塩爺という愛称で親しまれたそのお人柄が今は懐かしく思ひます。我が党の藤井代表代行も、フー爺という愛称をちやうだいてしております。政治家に親しみやすい愛称が付くことは、政治を国民に身近なものにする意味でいいことだと思ひます。

自衛隊が活動している地域が非戦闘地域だという見事なトートロジーを展開する小泉首相に敬意を表し、小泉首相には、塩爺、フー爺に続くトート爺という格調高い愛称をお贈りして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣伊藤達也君登壇、拍手)

○国務大臣(伊藤達也君) 大塚議員にお答えをさせていただきます。と思います。

信用創造機能、資金仲介機能、そして資産創造機能の三点から、本法案は各々どのような効果があるかとのお尋ねがございました。

本法案は、金融機関以外の者がそのノウハウを活用して信託業に参入するための環境整備と、受託可能財産の範囲の拡大を主な内容としたしております。

まず、信用創造機能の観点からは、信託会社が、投資家から信託を受けた資金を運用し、中小

信託業法案(趣旨説明)

企業等に貸出しを行うことを通じた効果が期待できます。

また、資金仲介機能の観点からは、主にベンチャー企業や中小企業がその保有する知的財産権等の資産を流動化することにより、複数の投資家からの資金調達が可能になるといった効果が期待できます。

さらに、資産創造機能の観点からは、知的財産権等の資産について、管理を専門とする者が効率的な管理等を行うなど、資産の有効活用が期待されることも、今後ますます多様化が予想される資産の管理・運用ニーズに幅広くこたえることができるものと考えているところであります。

委託者、受託者のメリット、デメリット、短期的、中長期的効果についての認識、そして中長期的な委託者のメリットについてお尋ねがございました。

本法案により、委託者は、保有資産の流動化による企業の資金調達の経路や手段の多様化が図られること、多様化する資産の管理・運用ニーズに幅広くこたえられること等のメリットを享受することができると考えております。また、受託者は、新たな信託業への参入が許容されることにより、新しいビジネス機会の拡大といったメリットを享受することができると考えております。

他方、堅実性を欠く信託会社が多数参入する場合合には、信託制度に対する信認の低下、そうした信託会社と契約した委託者が被る不測の損害等のデメリットが考えられますが、本法案では、十分な業務遂行能力等のない事業者に対する参入規制、そして信託商品の厳格な販売勧誘ルール等の行為規制を定め、その履行状況について行政当局が監督する体制を整備することにより、委託者、受益者保護を図り、信託制度の健全な発展を図ることとしたしております。

本法案の効果としては、短期的には、金融機関以外の者の新規参入の促進、そして受託資産の拡

大等が期待できるとともに、中長期的には、我が国の経済構造や産業構造が大きな変化を遂げる中、市場型間接金融という新たな金融の流れの構築に資する金融システムの基本的インフラの整備が一層進展するといったことが期待できるものと考えております。

信託会社の適格性の判断基準のうち、人的構成及び財産的基礎についてのお尋ねがありました。人的構成に照らして、信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有していることの具体的な審査基準については、例えば当該基準を満たさないケースとしては、営業部門、資産管理・運用部門、内部監査部門、法務・コンプライアンス部門等に信託業務、信託関係法令に係る知識を有する者を配置していない場合、経営者の経歴がその行おうとする信託業務と無関係であり、信託業務の的確な遂行に問題があると認められる場合等を想定をいたしております。

また、信託業務を健全に遂行するに足る財産的基礎については、資本の額が政令で定める最低資本額を上回っていること、純資産額が政令で定める金額を上回っていること、収支の見込みに照らして、営業開始後三営業年度を通じて純資産額が基準純資産額を下回らない水準に維持されることが見込まれること等を想定をいたしております。

信託業務に係る人的構成基準についてお尋ねがありました。

信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有する者との基準については、免許申請者が行おうとする信託業務の特性等を踏まえて個別具体的に判断されるべきものと考えております。

知識を有する者については、当該者のこれまでの勤務経験や各種研修の履修歴等を勘案することが適当と考えており、また、経験を有する者については、当該者のこれまでの勤務経験を勘案することが適当であると考えております。

信託会社の参入基準についてお尋ねがありました。

信託業の参入基準については、本法案の中で、信託業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有していること、人的構成に照らして、信託業務を的確に遂行することができるとの知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有していることなど、審査に当たつての視点を明らかにするとともに、一定の免許拒否事由を明確化しております。

他方、経営体制、業務運営体制、信託会社への参入に当たつて審査すべき具体的基準の詳細については、今後、速やかに検討した上で、政省令又は事務ガイドラインにおいて明確化する予定であり、その際、パブリックコメント等により広く関係者の意見を伺うことを考えております。

信託会社と信託銀行の株主規制の格差についてお尋ねがありました。

信託会社の業務の適正を確保するためには、その経営に間接的に影響を与える主要株主について適格性をチェックする必要があることから、本法案においては信託会社の主要株主となつた者に対し届出を義務付けております。これに対し、信託銀行を含めた銀行の主要株主については認可が必要とされておりますが、これは、銀行経営等の健全性確保は信用秩序の維持にとつて極めて重要であり、銀行の主要株主にならうとする者について十分な適格性の確認が必要となるものであるものと見ます。

信託会社の兼業についてのお尋ねがありました。

本法案については、信託業務の適正な遂行の確保、財務の健全性の確保、本業への専念といった観点から、原則として他業を禁止した上で、一定の場合に限つて兼業を認めることとしたしております。この趣旨から、認められた業務以外を兼業としている場合を免許拒否事由としており、信託業務と兼業する業務の信託業務に与える影響、信託業務との関連性の二点によりその適否を判断することとしたしております。

具体的な兼業承認は、必ずしも兼業を奨励する、しないといった観点から行うものではなく、ケース・バイ・ケースの判断になりますが、兼業業務を的確に実施する体制が整備されているか、兼業業務を営む部門と信託業務を営む部門が明確に分離されているか、信託業務と兼業業務との間の利益相反行為の防止に関する内部管理体制が確立されているか等の一般的な基準については、ガイドラインも含めた下位法令において明確化に努め、適正な運用を図つてまいりたいと考えております。

受託資産の自己勘定への流用・移転規制、信託勘定の分別管理の義務付けなどに関する考え方にについてお尋ねがありました。

本法案では、受託した財産の自己勘定への流用・移転等を防ぎ、信託財産の保護を図るため、受託者たる信託会社に対し、忠実義務、善管注意義務と並び、信託財産と自己の固有財産及び他の信託財産との分別管理体制の整備、その他信託財産に損害を生じさせ、また信託業務の信用を失墜させることがない体制の整備を義務付けております。

体制整備の具体的な内容としたしましては、信託財産が管理場所の区別その他の方法により、自己の固有財産と明確に区別し、かつ他の信託財産と判別できる状態で管理されていること、信託の計算を明らかにするための帳簿が整備されていること、法令遵守等に係る内部管理体制が整備されていることなどを想定しております。

加えて、信託銀行が信託勘定の余裕金を自行の銀行勘定で運用する銀行勘定貸しを含む信託財産と固有財産間の取引について、信託契約において当該取引を行う旨などが規定されており、信託財産に損害を与えるおそれがない場合に限り可能とした上で、実際に取引が行われた場合の書面の作成及び受益者に対する書面の交付を義務付けることにより、一層の信託財産の保護を図つてまいります。

受託財産に対する第三者への業務委託及び信託銀行への信託財産の集中の可能性についてお尋ねがありました。

受託者は、委託者から信託を受けた者として基本的に自らの信託財産の管理を行う自己執行義務を負っているものと解されており、しかしながら、金融の分業化や専門化、資産運用におけるグローバル化等が進む現代において、信託業務のすべてを受託者が行うことは、信託業務の効率的かつ適切な遂行の観点から現実的とは言えない状況にあります。

このため、本法案においては、受託者が信託契約の定めにより委託された業務を的確に遂行できる者に対し、信託業務を委託することを認めております。ただし、業務の全部を委託することは、信託業の引受けを免許制又は登録制とした本法案の趣旨を逸脱することから禁止をいたしております。

このような第三者に対する業務委託に加え、信託会社等への再信託については、業務を行う再信託先が信託会社又は兼営金融機関であり、本法案又は兼営法の適用を通じて受益者保護が図られることから、信託業務の効率的かつ適切な遂行のために望ましい場合には、信託業務の一部又は全部の再信託も許容されるものと考えております。

信託業務の第三者に対する業務委託又は再信託のウエイト及び信託銀行への集中の可能性については、本改正に伴う新規参入や再委託等の動向等によるものであり、具体的な想定をすることは困難と考えておりますが、いずれにせよ、受託者の忠実義務、善管注意義務に基づき業務委託や再信託が適切に遂行される必要があると考えております。

財産的基礎や営業証拠金に関する受託財産規模に合わせた段階的規制の必要性についてお尋ねがありました。

信託制度を国民に活用されるには、委託者が安心して財産を託せるとともに、安定性、継続性に

信託サービスを提供することができ、さらに、管理失当責任による損害賠償にも堪え得るといった要請を満たす確固たる財産的基礎を有することが重要であります。このため、本法案では、株式会社に確保すべき基本的財産を示す資本及び実際に維持している純資産額に関する最低限の基準として、受託財産規模にかかわらず一定の金額以上であることを求めることとしております。

また、信託会社などが信託業務を営むに当たつては、管理の失当等により受益者に損害を与えるおそれがあることから、本法案では、一定の金額の供託を求める営業保証金制度を定め、受益者に営業保証金に対する優先弁済権を認めることとしております。その際、信託会社については、営業保証金のみならず、最低資本金規制、純資産額規制等を総合的にして受益者の損害への備えとして、営業保証金の供託は強制的に手元資金の供出を求める仕組みであり、資金の効率的な活用を妨げる側面もあることから、その水準を過度に高いものにすることは望ましくないことなどを踏まえ、受託財産規模にかかわらず営業保証金額を一定額としております。

グループ内企業の知的財産権の評価の公正性、客観性の担保についてお尋ねがありました。

本法案については、委託者がグループ企業内の受託者に対して財産を信託し、かつ受益者がグループ企業内にとどまる場合は、グループ外に第三者たる受益者が存在せず、またグループ企業内でのモニタリングが働くことが期待されるため、規制、監督を通じて委託者、受益者の保護を図る必要は低いと考えられていることから、届出のみによつて信託業を行うことができる等の特例を設けております。

もとより、このようなグループ企業内の信託についても、受託者及び委託者において合理的かつ目的に沿った公正かつ客観的な会計処理がなされる必要があるのは当然であり、知的財産権の信託の場合も、委託者及び受託者等のグループ企業内

でのモニタリングや、監査役、会計監査人等の関与により、当該知的財産権の評価の公正性及客観性が担保され、適切な会計処理が行われるものと考えております。

信託銀行や信託会社が保有する株式の議決権行使についてのお尋ねがありました。

現状、信託銀行においては、委託者との契約において、信託勘定で保有する株式の議決権の行使方法が一般に定められております。また、年金信託のように議決権の行使が受託者にゆだねられている場合には、信託銀行は委託者にとつての株主価値の最大化を目的に議決権を行使するものと承知をいたしております。

いずれにいたしましても、議決権の行使の在り方は、受託者たる信託銀行、信託会社と委託者との間の私人間の契約の内容によりますが、引き続き受託者において、適切な議決権行使を含め、受託者責任が十全に果たされるよう促してまいるのであります。

日本版SECの設置や包括的な利用者保護法制の整備の考え方についてお尋ねがありました。

日本版SECの設置については、金融コングロマリットの出現や金融商品の一体化といった流れを踏まえれば、金融行政当局に関しても、銀行、証券、保険の各分野を業態横断的に所管し、企画、検査、監督、監視と機能別に編成することが適当であると考えております。このため、金融庁としては、日本版SECを創設し、証券行政部門を銀行・保険行政部門から切り離すことは適当ではないと考えております。

包括的な利用者保護法制の整備については、二十一世紀を支える金融の新しい枠組みとして、金融サービスに関する機能別、横断的なルールを整備を進めることは重要と考えており、これまでも金融商品の販売等に関する法律を制定し、金融商品を横断的に対象とする利用者保護のルールの整備に取り組んできたところであります。

さらに、現在、金融審議会において、証券取引

法の投資サービス法への改組の可能性も含めた、より幅の広い投資家保護の枠組みについて検討が行われているところであり、今後とも、機能別、横断的なルールの整備を着実に進めてまいるのであります。(拍手)

〔国務大臣中山成彬君登壇、拍手〕
○国務大臣(中山成彬君) 大塚議員より知的財産の価値評価についてのお尋ねでございます。

経済産業省におきましては、産業構造審議会に設置しました小委員会におきまして、知的財産権の価値評価手法の検討、整理を行ひまして、本年六月には、特許権、商標権及び著作権のそれぞれにつきまして、権利の性質、外部市場の有無などについて十分に踏まえつつ、目的や場面に応じた適切な価値評価手法を選択するための課題や留意点等を中間論点整理として取りまとめ、報告いたしました。

他方、民間におきましては、本年六月に日本公認会計士協会から知的財産評価に関する中間報告書が取りまとめられるなど、取組が一層活性化してきているところでございます。

経済産業省といたしましては、今後、さきに紹介しました中間論点整理が民間の取引の際の参考とされ、実際の取引事例の蓄積が促進されることを期待しております。

以上でございます。(拍手)
○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) 日程第一 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。国土交通委員長田名部匡省君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔田名部匡省君登壇、拍手〕

○田名部匡省君 たいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、住宅性能評価等の業務について、実施する者の指定制度を、登録制度に改める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、住宅性能評価機関等の登録移行の効果、住宅性能表示制度の普及促進策、住宅性能評価手数料の在り方、欠陥住宅問題への対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願ひます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

以上、報告を申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願ひます。

〔投票開始〕
○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十七

賛成 二百十九

反対 八

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第二 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づき特定原産地証明書の発給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。経済産業委員長佐藤昭郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔佐藤昭郎君登壇、拍手〕

○佐藤昭郎君 たいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の適確な実施を確保するため、メキシコ合衆国に輸出しようとする物品が特恵関税の適用を受ける際に必要となる特定原産地証明書の発給等を適正かつ確実に行うための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特定原産地証明書発給制度の意義、EPAによる産業構造変化の将来像、本協定が我が国経済に及ぼす影響、東アジアにおける我が国のFTA・EPA戦略の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願ひます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願ひます。

〔投票開始〕
○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

平成十六年十一月十七日 参議院會議録第七号

関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

○議長(屬千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十七

賛成 二百二十六

反対 一

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(屬千景君) 日程第三 関稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長 長尾慶一郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(長尾慶一郎君登壇、拍手)

○議長(屬千景君) ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を実施するため、メキシコの特定の貨物に係る関稅の緊急措置の導入、協定に基づく關稅割当制度の導入等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、協定の締結が日本経済に与える影響、輸入農作物の安全性の確保の必要性、二国間セーフガード発動の可能性等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(屬千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(屬千景君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(屬千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十七

賛成 二百十九

反対 八

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(屬千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五分散会

出席者は左のとおり。

議長 扇 千景君
副議長 角田 義一君

議員
又市 征治君 山本 保君
鰐淵 洋子君 大田 昌秀君
谷合 正明君 西田 実仁君
坂本由紀子君 西上 貞雄君
浮島とも子君 浜田 昌良君
澤 雄二君 小泉 昭男君
遠山 清彦君 山本 香苗君
松 あきら君 福本 潤一君
佐藤 昭郎君 山谷えり子君
福島みずほ君 加藤 修一君
高野 博師君 弘友 和夫君
渡辺 孝男君 岸 宏一君
木村 仁君 亀井 郁夫君

山口那津男君 山下 栄一君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
浅野 勝人君 谷川 秀善君
常田 享祥君 山崎 正昭君
浜田津敏子君 風間 昶君
白浜 一良君 草川 昭三君
木庭健太郎君 小野 清子君
太田 豊秋君 魚住 汎英君
西銘順志郎君 柏村 武昭君
福島啓史郎君 小泉 顕雄君
末松 信介君 中村 博彦君
二之湯 智君 西島 英利君
野村 哲郎君 小池 正勝君
北川イッセイ君 岸 信夫君
河合 常則君 藤野 公孝君
松山 政司君 有村 治子君
中川 義雄君 中島 啓雄君
大仁田 厚君 吉田 博美君
小林 温君 岩城 光英君
小齊平敏文君 加納 時男君
市川 一朗君 岩永 浩美君
大野つや子君 三浦 一水君
阿部 正俊君 金田 勝年君
保坂 三蔵君 岩井 國臣君
荒井 広幸君 松村 龍二君
狩野 安君 泉 信也君
景山俊太郎君 佐藤 泰三君
吉村剛太郎君 田中 直紀君
西田 吉宏君 若林 正俊君
若林 正俊君 鴻池 祥肇君
田中 直紀君 藤井 基之君
片山虎之助君 鈴木 陽悦君
加治屋義人君 松村 祥史君
長谷川憲正君 山本 順三君
水落 敏栄君 近藤 正道君
黒岩 宇洋君 椎名 一保君
愛知 治郎君

萩原 健司君 岡田 直樹君
秋元 司君 関口 昌一君
鶴保 庸介君 野上浩太郎君
荒井 正吾君 後藤 博子君
舩添 要一君 森元 恒雄君
田村耕太郎君 岡田 広君
脇 雅史君 山内 俊夫君
世耕 弘成君 山下 英利君
山崎 力君 田村 公平君
田浦 直君 山本 一太君
矢野 哲朗君 鈴木 政二君
林 芳正君 武見 敬三君
北岡 秀二君 中原 爽君
橋本 聖子君 青木 幹雄君
松田 岩夫君 陣内 孝雄君
中曾根弘文君 真鍋 賢二君
山東 昭子君 倉田 寛之君
関谷 勝嗣君 藤末 健三君
尾立 源幸君 松下 新平君
富岡由紀夫君 水岡 俊一君
糸数 慶子君 足立 信也君
藤本 祐司君 下田 敦子君
那谷屋正義君 柳澤 光美君
小林 正夫君 加藤 敏幸君
喜納 昌吉君 神本美恵子君
主濱 了君 池口 修次君
山根 隆治君 平野 達男君
若林 秀樹君 大塚 耕平君
辻 泰弘君 工藤堅太郎君
森 ゆうこ君 高嶋 良充君
広野ただし君 小川 敏夫君
佐藤 雄平君 福山 哲郎君
郡司 彰君 円 より子君
櫻井 充君 山本 孝史君
直嶋 正行君 佐藤 道夫君
小林 元君 朝日 俊弘君
伊藤 基隆君

平田 健二君 渡辺 秀央君 広中和歌子君 田村 秀昭君 蓮 舩君 広田 一君 大久保 勉君 島田智哉子君 芝 博一君 津田弥太郎君 紙 智子君 鈴木 寛君 榛葉賀津也君 大門実紀史君 内藤 正光君 木俣 佳丈君 谷 博之君 緒方 靖夫君 羽田雄一郎君 齋藤 勁君 小川 勝也君 吉川 春子君 江田 五月君 柳田 稔君 岡崎トミ子君 築瀬 進君 峰崎 直樹君	田名部匡省君 西岡 武夫君 山下八洲夫君 今泉 昭君 林 久美子君 仁比 聡平君 前川 清成君 小林美恵子君 松岡 徹君 犬塚 直史君 松井 孝治君 岩本 司君 マルティン 井上 哲士君 浅尾慶一郎君 高橋 千秋君 藤原 正司君 小池 晃君 大江 康弘君 和田ひろ子君 家西 悟君 興石 東君 佐藤 泰介君 千葉 景子君 前田 武志君 北澤 俊美君	議長の報告事項 去る十二日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。 行政監視委員 松岡 徹君 藤本 祐司君 補欠 同日議長から次の議案が提出された。 平成十六年に被災した自動車に係る自動車重量 税の還付の特例に関する法律案(津田弥太郎君 外十七名発議(参第一号)) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ れた。 特定非営利活動の促進のための法人税法等の一 部を改正する法律案(野田佳彦君外三名提出) (衆第七号) 特定非営利活動の促進のための地方税法の一部 を改正する法律案(野田佳彦君外三名提出(衆 第八号)) イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保 支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する 法律案(鳩山由紀夫君外七名提出)(衆第九号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員 会に付託した。 民間事業者等が行う書面の保存等における情報 通信の技術の利用に関する法律案(閣法第九号) 民間事業者等が行う書面の保存等における情報 通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関 係法律の整備等に関する法律案(閣法第一〇号) 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改 正する法律案(閣法第二号) 障害補償に係る障害の等級の改定等のための国 家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法 の一部を改正する法律案(閣法第三号) 総務委員会に付託	独立行政法人日本原子力研究開発機構法案(閣 法第一号) 文教科学委員会に付託 児童福祉法の一部を改正する法律案(第五百十 九回国会閣法第三四号) 厚生労働委員会に付託 同日議長は、十一日のヤーセル・アラファト・パ レスチナ暫定自治政府長官兼パレスチナ解放機構 議長の逝去に際し、ラウヒ・ファットウフ・パ レスチナ立法評議会議長宛、弔電を発送した。 一昨十五日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。 農林水産委員 北澤 俊美君 補欠 国土交通委員 了君 北澤 俊美君 補欠 行政監視委員 北澤 俊美君 補欠 議院運営委員 藤本 祐司君 松岡 徹君 補欠 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済 産業委員会に付託した。 アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法 に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別 措置法案(閣法第一六号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 ミズナラなどのナラ枯れ被害に関する質問主意 書(井上哲士君提出)(第五号) 昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞 任を許可し、その補欠を指名した。	農林水産委員 北澤 俊美君 補欠 国土交通委員 了君 北澤 俊美君 補欠 国家基本政策委員 了君 北澤 俊美君 補欠 行政監視委員 了君 北澤 俊美君 補欠 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員 了君 北澤 俊美君 補欠 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 信託業法案(第五百五十九回国会閣法第八五号、 衆議院継続審査) 同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆 議院に送付した。 平成十六年に被災した自動車に係る自動車重量 税の還付の特例に関する法律案(津田弥太郎君 外十七名発議) 同日委員長から次の報告書が提出された。 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を 改正する法律案(閣法第二二号)審査報告書 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ 合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書 の発給等に関する法律案(閣法第一五号)審査報 告書 関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法 第一四号)審査報告書 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員福島みずほ君提出原子力発電所等に おける人身事故に関する質問に対する答弁書 (第三号)
副大臣 内閣府副大臣 七条 明君	財務大臣 谷垣 禎一君 経済産業大臣 中山 成彬君 時代代理 北側 一雄君 国土交通大臣 伊藤 達也君 内閣府特命担 当大臣(金融)			

平成十六年十一月十七日 参議院会議録第七号

参議院議員櫻井充君提出規制改革・民間開放推進会議委員の資質に関する質問に対する答弁書(第四号)

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴訟委員予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

記

裁判官訴訟委員予備員

第二 谷畑 孝君 (蓮実進君の補欠)

第三 堀込 征雄君 (伊藤忠治君の補欠)

第五 高木 義明君 (山岡賢次君の補欠)

審査報告書

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年十一月十六日

国土交通委員長 田名部匡省

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、国土交通大臣が指定した者が住宅性能評価等を実施することができるとする制度について、法律で定める一定の要件に適合するものとして国土交通大臣の登録を受けた者が実施することができる制度に改める等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年十一月九日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 指定住宅性能評価機関(第七

条第二十一条)を「第二節 登録住宅性能評価

機関(第七十三条)に、(第二十二條一第

四十五條)を「第三十一條一第(四十三條)に、(指定住

宅型式性能認定機関等(第四十一條一第(五十一

條)を「登録住宅型式性能認定等機関(第四十四

條一第(五十七條)に、(第五十二條一第(五十四

條)を「第五十八條一第(六十條)に、(指定試験機関等

(第六十五條一第(六十一條)を「登録試験機関(第

六十七條)を「第六十六條一第(八十一條)に、(第七

十八條一第(八十六條)を「第八十二條一第(九十三

條)に、(第八十七條一第(九十九條)を「第九十四條一第

九十七條)に、(第九十一條一第(九十二條)を「第九

十八條一第(百零一條)に、(第九十三條一第(九十八

條)を「第一百零一條一第(九十八條)に改める。

第五条第一項中「が指定した者(以下「指定住宅

性能評価機関」を「登録を受けた者(以下「登録住

宅性能評価機関」に、(第五十二條第一項)を「第五

十八條第一項」に、(第二十二條第一項)を「第三十

一条第一項」に改める。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節 登録住宅性能評価機関

第七条の見出しを「登録」に改め、同条第一項中「規定による指定」を「登録(第十三条を除き)」に、「指定」を「登録」に改め、同条第二項中「応じて」を「応じ、次に掲げる住宅の種別ごとに」に改め、同項に次の各号を加える。

一 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第三條第一項第二号から第四号までに掲げる建築物である住宅

二 建築士法第三條の二第一項各号に掲げる建築物である住宅(前号に掲げる住宅を除く。)

三 前三号に掲げる住宅以外の住宅

第八条中「指定」を「登録」に改め、同条第四号中「第二十一條第一項」を「第二十四條第一項」に、「指定」を「登録」に改める。

第九条の見出しを「登録基準等」に改め、同条中「指定の申請を」を「登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。))」に改め、「基準」の下に「のすべて」を加え、「と認める」ときでなければ、指定をしては」とときは、その登録をしなれば、指定をしては」と改め、同条各号を次のように改める。

一 第十三條の評価員(別表各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当するものに限る。以下この号において同じ。))が住宅性能評価を実施し、その数が次のいずれにも適合するものであること。

イ 別表各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分ごとに、それぞれ当該各号の下欄に掲げる数(その数が二未満であるときは、二)以上であること。

ロ 別表各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分の二以上にわたる住宅について住宅性能評価を行う場合にあっては、

第十三條の評価員の総数が、それらの区分に応じそれぞれ当該各号の下欄に掲げる数を合計した数(その数が二未満であるときは、二)以上であること。

二 登録申請者が、業として、住宅を設計若しくは販売し、住宅の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築住宅の建設工事を請け負う者(以下「住宅関連事業者」という。))に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、住宅関連事業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。以下同じ。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員)に占める住宅関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であった者を含む。))の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあっては、その代表権を有する役員)が、住宅関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であった者を含む。))であること。

三 評価の業務を適正に行うために評価の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

四 債務超過の状態にないこと。

第九条に次の一項を加える。

二 登録は、登録住宅性能評価機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録の区分

四 登録住宅性能評価機関が評価の業務を行う事務所の所在地

五 第十三条の評価員の氏名

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

で定める事項

第十条の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条第一項中「指定を」を「登録を」に、「指定住宅性能評価機関の名称及び住所、指定の区分並びに評価の業務を行う事務所の所在地」を「前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項その他国土交通省令で定める事項」に改め、同条第二項中「指定住宅性能評価機関は、その名称若しくは住所又は評価の業務を行う事務所の所在地」を「登録住宅性能評価機関は、前条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項」に改める。

第十一条(見出しを含む)中「指定」を「登録」に改める。

第十二条を次のように改める。

(承継)

第十二条 登録住宅性能評価機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録住宅性能評価機関について相続、合併若しくは分割(当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項及び第三十七条において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録住宅性能評価機関の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第八条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により登録住宅性能評価機関の地位を承継した者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第九十八条を削る。

第九十七条中「(指定住宅型式性能認定機関及び指定試験機関を除く。以下この条において同じ。)」を削り、「第九十三条」を「第百三条」に改め、同条を第百七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二条第二項第二十五条第二項、第十四条第三項又は第六十一条第三項において準用する場合を含む。の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十八条第一項(第二十五条第二項、第十四条第三項又は第六十一条第三項において準用する場合を含む。の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十八条第二項各号(第二十五条第二項、第四十四条第三項又は第六十一条第三項において準用する場合を含む。の請求を拒んだ者

第九十六條中「各号の一」を「各号のいずれかに」、二十万円を三十万円に改め、同条第一号中「第十七条第一項(第四十一条第三項、第五十五条第二項又は第七十八条第三項)を」第十九条第一項(第二十五条第二項、第四十四条第三項、第六十一条第三項又は第八十二条第三項)に改め、同条第二号中「第十七条第二項(第四十一条第三項、第五十五条第二項又は第七十八条第三項)を」第十九条第二項(第四十四条第三項、第六十一条第三項又は第八十二条第三項)に改め、同条第三号中「第十九条第一項(第四十一条第三項、第五十五条第二項又は第七十八条第三項)を」第二十二條第一

項(第二十五條第二項、第四十四條第三項、第六十一條第三項又は第八十二條第三項)に、「第三十五條第一項」を「第四十二條第一項」に改め、同条第四号及び第五号中「第十九條第一項又は第三十五條第一項」を「第二十二條第一項又は第四十二條第一項」に改め、同条第六号中「第二十條第一項」を「第二十三條第一項(第二十五條第二項、第四十四條第三項又は第六十一條第三項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第七号中「第四十六條第一項(第五十五條第二項又は第七十八條第三項において準用する場合を含む。)」を「第九十條第一項」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 第五十三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第九十五條中「各号の一」を「各号のいずれかに」、三十万円を五十万円に改め、同条第一号中「第三十二條第二項」を「第三十八條第二項」に改め、同条第二号中「第三十三條第二項」を「第三十九條第二項」に改め、同条を第百五條とする。

第九十四條中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「第十三條第一項(第四十一條第三項又は第五十五條第二項)を」第十四條、第四十八條(第六十一條第三項)に、「第六十五條第一項(第七十八條第三項)を」第六十九條第一項(第八十二條第三項)に改め、同条第二号中「第二十一條第二項、第四十七條第二項、第五十九條第二項又は第八十四條第一項」を「第二十四條第二項、第二十八條第二項、第五十五條第二項、第六十五條第二項又は第九十一條第一項」に改め、同条を第百四條とする。

第九十三條中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同条を第百三條とし、第九章中同条の前に次の二條を加える。

第百一條 次の各号のいずれかに該当する者がその職務に関して賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第八章中第九十二條を第百條とし、第九十一條の二を第九十九條とし、第九十一條を第九十八條とする。

しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

一 登録住宅性能評価機関(その者が法人である場合にあっては、その役員)又はその職員(評価員を含む。)で第五條第一項に規定する業務に従事する者

二 登録住宅型式性能認定等機関(その者が法人である場合にあっては、その役員)又はその職員(認定員を含む。)で第四十四條第一項に規定する業務に従事する者

三 登録試験機関(その者が法人である場合にあっては、その役員)又はその職員(試験員を含む。)で第六十一條第一項に規定する業務に従事する者

2 前項各号に掲げる者であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 第一項各号に掲げる者がその職務に關し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百二條 前條第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

平成十六年十一月十七日 参議院會議録第七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

第一項に、「第八十八条第一項を「第九十五条第一項」に改め、第七章中同条を第九十七条とする。

第八十九条を第九十六条とする。

第八十八条第三項中「第八十八条第一項」を「第九十五条第一項」に改め、同条を第九十五条とする。

第八十七条第三項中「第八十七条第一項」を「第九十四条第一項」に改め、同条を第九十四条とする。

第六章第二節中第八十六条を第九十三条とし、第八十五条を第九十二条とする。

第八十四条第一項第一号中「第七十八条第三項」を「第八十二条第三項」に、「第七十七条若しくは第四十六条第一項、第八十一条又は前条」を「若しくは第九十九条、第八十六条、第八十八条又は前条第一項」に改め、同項第二号中「第七十八条第三項において準用する第十五条第一項」を「第八十四条第一項」に改め、同項第三号中「第七十八条第三項において準用する第十五条第三項若しくは第十八条、第七十一条又は第八十条第二項」を「第七十五条、第八十四条第三項、第八十五条第二項又は第八十九条」に改め、同項第四号中「第八十二条第二項」を「第八十七条第二項」に改め、同項第五号中「第七十八条第一項各号」を「第八十二条第一項各号」に改め、同条を第九十一条とする。

第八十三条を第八十八条とし、同条の次に次の二条を加える。
(監督命令)
第八十九条 国土交通大臣は、支援等の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援等の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
(支援等の業務の休廃止等)
第九十条 センターは、国土交通大臣の許可を受けなければ、支援等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣が前項の規定により支援等の業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。
3 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。
第八十二条第一項中「第七十九条第一項第一号」を「第八十三条第一項第一号」に、「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、同条第三項及び第四項中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、同条を第八十七条とする。
第八十一条を第八十六条とする。
第八十条第二項中「第七十八条第三項において準用する第十五条第一項」を「前条第一項」に、「第七十八条第一項第三号」を「第八十二条第一項第三号」に改め、同条を第八十五条とする。
第七十九条を第八十三条とし、同条の次に次の一条を加える。
(支援等業務規程)
第八十四条 センターは、支援等の業務に関する規程(以下この節において「支援等業務規程」という。)を定め、支援等の業務の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 支援等業務規程には、支援等の業務の実施の方法その他の国土交通省令で定める事項を定めなければならない。
3 国土交通大臣は、第一項の認可をした支援等業務規程が、この節の規定に従って支援等の業務を公正かつ適確に実施する上で不適当となつたと認めるときは、その支援等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
第七十八条第三項を次のように改める。
3 第十条第二項及び第三項、第十九条、第二十二条並びに第六十九条の規定は、センターについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十條第二項	前條第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項	その名称若しくは住所又は支援等の業務を行う事務所の所在地
第十九條、第二十二條第一項	評価の業務	支援等の業務
第六十九條	紛争処理委員並びにその役員 紛争処理の業務	役員 支援等の業務

第七十八条を第八十二条とする。
第六章第一節中第七十七条を第八十一条とする。

第七十六条第一項第一号中「第六十二条第三項」を「第六十六条第三項」に、「第二十條第一項、第六十二条第四項、第六十四条、第六十六条、第六十八条、第七十二条又は第七十三条」を「第二十三条第一項、第六十六条第四項、第六十八条、第七十条、第七十二条、第七十六条又は第七十七条」に改め、同項第二号中「第七十四条」を「第七十八条」に改め、同条を第八十条とする。
第七十五条を第七十九条とし、第七十二条から第七十四条までを四条ずつ繰り下げる。
第七十一条中「第七十八条第一項」を「第八十二条第一項」に改め、同条を第七十五条とする。
第七十条を第七十四条とし、第六十九条を第七十三条とし、第六十八条を第七十二条とする。
第六十七条第一項中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に、「認証外国型式住宅部分等製造者、指定住宅型式性能認定機関、承認住宅型式性能認定機関、指定試験機関又は承認試験機関」を「登録住宅型式性能認定等機関又は登録試験機関」に、「指定住宅性能評価機関等」を「登録住宅性能評価機関等」に、「第七十八条第一項」を「第八十二条第一項」に改め、同条第二項中「指定住宅性能評価機関等」を「登録住宅性能評価機関等」を「登録住宅性能評価機関等」に改め、同条を第七十一条とする。
第六十六条を第七十条とする。
第六十五条第二項中「刑法の下に(明治四十年

法律第四十五号)を加え、同条を第六十九条とする。
第六十四条を第六十八条とし、第六十三条を第六十七条とする。

第六十二条第三項中「第二十條の」を「第二十三条の」に、「並びに第二十條第一項及び第二項中「評価の」とあるのは、「紛争処理の」を「中」前条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項」とあるのは「その名称若しくは住所又は紛争処理の業務を行う事務所の所在地」と、第二十三条第一項及び第二項中「評価の業務」とあるのは「紛争処理の業務」と、同項中「登録」とあるのは「指定」に改め、同条を第六十六条とする。
第六十条及び第六十一条を削る。
第五十九条の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条第一項中「指定試験機関が第五十六条第一号」を「登録試験機関が第六十二条第一号」に、「その指定」を「その登録」に改め、同条第二項中「指定試験機関」を「登録試験機関(登録外国試験機関を除く。)」に、「その指定」を「その登録」に改め、同項第一号中「第五十五条第二項」を「第六十一条第三項」に、「第十四條、第十七條若しくは第四十六條第一項、前条第一項から第三項まで又は第六十七條第二項」を「第十二條第二項、第十八條第一項、第十九條若しくは第二十三條第一項又は第七十一条第二項」に改め、同項第二号中「第五十五条第二項」を「第六十一条第三項」に、「第十五條第一項の認可を受けたを第四十九條第一項の規定による届出のあった」に改め、同項第三号及び第四号を

次のように改める。

三 正当な理由がないのに第六十一条第三項において準用する第十八条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第六十一条第三項において準用する第四十九條第三項、第五十條又は第五十一條の規定による命令に違反したとき。

第五十九條第二項第六号中「指定」を「登録」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 国土交通大臣は、登録外国試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 前項第一号から第三号まで、第五号又は第六号のいずれかに該当するとき。

二 第六十一条第三項において準用する第五十條第二項において準用する第四十九條第三項、第五十條又は第五十一條の規定による請求に応じなかったとき。

三 国土交通大臣が、登録外国試験機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて試験の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかったとき。

四 第六十一条第三項において準用する第二十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第六十一条第三項において準用する第二十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

六 第五項の規定による費用の負担をしないとき。

第五十九條に次の二項を加える。

4 第二十四條第三項の規定は、前三項の規定による登録の取消し又は第二項の規定による試験の業務の停止について準用する。

平成十六年十一月十七日 参議院会議録第七号

5 第六十一条第三項において準用する第二十二條第一項の規定による登録外国試験機関に対する検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該登録外国試験機関の負担とする。

第五章第二節中第五十九條を第六十五條とする。

第五十八條を削る。

第五十七條の見出しを「(登録基準等)」に改め、同条中「指定の申請」を「登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)」に改め、「基準」の下に「のすべて」を加え、「と認める」ときでなければ、指定をしては」とときは、その登録をしなければ」に改め、同条各号を次のように改める。

一 次条の試験員が試験を実施し、その数が三年以上であること。

二 登録申請者が、住宅関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、住宅関連事業者がその親会社であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める住宅関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、住宅関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

三 試験の業務を適正に行うために試験の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

四 債務超過の状態にないこと。

第五十七條に次の一項を加える。

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

2 登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録試験機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録の区分

四 登録試験機関が試験の業務を行う事務所の所在地

五 次条の試験員の氏名

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

第五十七條を第六十三條とし、同条の次に次の一条を加える。

(試験員)

第六十四條 登録試験機関は、次に掲げる者のうちから試験員を選任しなければならない。

一 学校教育法に基づく大学において建築学、機械工学、電気工学又は衛生工学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

二 建築、機械、電気又は衛生に関する分野の試験研究機関において十年以上試験研究の業務に従事した経験を有する者

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

第五十六條中、「指定」を「登録」に改め、同条第二号中「第五十九條第一項若しくは第二項」を「第六十五條第一項から第三項まで」に、「指定」を「登録」に改め、「又は第六十一条第一項若しくは第二項の規定により承認を取り消され」を削り、同条を第六十二條とする。

第五十五條の見出しを「(登録)」に改め、同条第一項中「第五十三條第二項の規定による指定」を「第五十九條第一項の登録」に、「指定」を「登録」に、「同項の」を「特別評価方法認定のための審査に必要な」に改め、「(外国にある事務所により行おうとする者を除く。)」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が定める区分に従つて行わなければならない。

第五十五條に次の一項を加える。

3 第十條第一項及び第十一條の規定は登録に、第十條第二項及び第三項、第十二條、第十五條、第十八條、第十九條、第二十二條、第二十三條、第四十八條から第五十一條まで、第五十四條第一項から第三項まで並びに第五十六條の規定は登録試験機関に、第五十二條及び第五十四條第四項の規定は外国にある事務所により試験を行う登録試験機関(以下「登録外国試験機関」という。)に、第五十七條の規定はこの項において準用する第五十六條第一項の規定により国土交通大臣が行う試験について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十條第一項及び第二項	前條第二項第二号	第六十三條第二項第二号
第十一條第二項	第七條から第九條まで	第六十一條第一項及び第二項、第六十二條並びに第六十三條
第十二條第一項ただし書	第八條各号	第六十二條各号
第十五條、第十九條、第二十二條第一項、第二十三條	評価の業務	試験の業務
第一項及び第二項		

第四十八條、第四十九條、第五十一條、第五十四條第一項、第五十六條、第五十七條	認定等の	試験の
第四十八條、第四十九條第三項、第五十條、第五十一條、第五十四條第一項、第五十六條第一項第二号	登録外国住宅型式性能認定等機関	登録外国試験機関
第四十八條	認定員	第六十四條の試験員
第四十九條	認定等業務規程	試験業務規程
第五十條	第四十六條第一項各号	第六十三條第一項各号
第五十一條、第五十四條第二項、第五十六條第一項第二号	第四十四條第三項	第六十一條第三項
第五十四條第一項	住宅型式性能認定又は第三十三條第一項の認証	特別評価方法認定のための審査に必要な試験
	型式又は型式住宅部分等の製造をする者	特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法
第五十六條第一項第三号	前条第一項	第六十五條第一項

第五十五條を第六十一條とする。
第五章第二節の節名を次のように改める。

第二節 登録試験機関

第五十四條第二項及び第三項を削り、第五章第一節同条を第六十條とする。
第五十三條第一項中「(以下この条において単に「証明書」という。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項及び第六項を削り、同条を第五十九條とする。

第六十一條から第六十三條までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録試験機関」という。)が行うもの(当該登録試験機関が外国にある事務所により試験を行う者である場合にあつては、外国において事業を行う者の申請に基づくものに限る。))を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「国土交通大臣が第二項の規定による指定をした場合において、当該指定に係る」を削り、「第六項の規定により申請する場合を除き、指定試験機関」を「登録試験機関」に改め、「(以下この条において単に「証明書」という。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項及び第六項を削り、同条を第五十九條とする。

第五十二條を第五十八條とする。
第四十九條から第五十一條までを削る。
第四十八條第一項を次のように改める。
国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、その他必要があると認めるときは、認定等の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録を受ける者がいないとき。
二 第四十四條第三項において準用する第二十三條第一項の規定により登録住宅型式性能認定等機関(登録外国住宅型式性能認定等機関を除く。以下この項において同じ。)から認定等の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。
三 前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により認定等の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
四 登録住宅型式性能認定等機関が天災その他の事由により認定等の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。
第四十八條第三項中「国土交通大臣が、」を「国土交通大臣が、」に、「行うこととし、」第四十六條第一項の規定により認定等の業務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した」を「行うこととした」に改め、第四章第二節同条を第五十六條とし、同条の次に次の一条を加える。
(手数料)
第五十七條 前条第一項の規定により国土交通大臣が行う認定等の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。
第四十七條の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条第一項中「指定住宅型式性能認定機関が第四十二條第一号を登録住宅型式性能認定等機関が第四十五條第一号に、」その指定を「その登録」に改め、同条第二項中「指定住宅型式性能認定機関を登録住宅型式性能認定等機関登録外国住宅型式性能認定等機関を除く。」に、「その指定」を「その登録」に改め、同項第一号中「第四十一條第三項を」第四十四條第三項に、「第十四條若しくは第十七條、第四十四條第一項から第三項まで、第四十五條第一項、前条第一項又は第六十七條第二項」を「第十二條第二項、第十八條第一項、第十九條若しくは第二十三條第一項、第三十一條第三項、第三十三條第三項、第五十三條第一項又は第七十一條第二項」に改め、同項第二号中「第四十一條第三項において準用する第十五條第一項の認可を受けた」を「第四十九條第一項の規定による届出のあつた」に改め、同項第三号を次のように改める。
三 正当な理由がないのに第四十四條第三項において準用する第十八條第二項各号の請求を拒んだとき。
第四十七條第二項第四号中「第四十一條第三項において準用する第十五條第三項若しくは第十八條又は第四十四條第四項を」第四十九條第三項、第五十條又は第五十一條に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「指定」を「登録」に改め、同号を同項第六号とし、同条第三項を次のように改める。
三 国土交通大臣は、登録外国住宅型式性能認定等機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
一 前項第一号から第三号まで、第五号又は第六号のいずれかに該当するとき。
二 第五十二條において準用する第四十九條第三項、第五十條又は第五十一條の規定による請求に応じなかつたとき。
三 国土交通大臣が、登録外国住宅型式性能認定等機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて認定等の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかつたとき。
四 第四十四條第三項において準用する第二十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
五 第四十四條第三項において準用する第二十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

六 第五項の規定による費用の負担をしないとき。

第四十七條に次の二項を加える。

4 第二十四條第三項の規定は、前三項の規定による登録の取消し又は第二項の規定による認定等の業務の停止について準用する。

5 第四十四條第三項において準用する第二十二條第一項の規定による登録外国住宅型式性能認定等機関に対する検査に要する費用、政令で定めるものに限る。は、当該登録外国住宅型式性能認定等機関の負担とする。

第四十七條を第五十五條とする。

第四十六條を削る。

第四十五條第一項中「指定住宅型式性能認定機関を「登録住宅型式性能認定等機関に、「認定等を行つた」を「住宅型式性能認定、第三十三條第一項の認証又は第三十六條第一項の認証の更新をした」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 国土交通大臣は、住宅型式性能認定を受けた型式が日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能を有していないと認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、当該住宅型式性能認定の申請者及び当該住宅型式性能認定を行つた登録住宅型式性能認定等機関に通知するとともに、公示しなければならない。この場合において、当該住宅型式性能認定は、その効力を失う。

第四十五條に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、認証型式住宅部分等製造者が第三十四條第一号又は第四号に該当するに至つたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、当該認証型式住宅部分等製造者及び当該認証を行つた登録住宅型式性能認定等機関に通知するとともに、公示しなければならない。この場合において、当該認証は、その効力を失う。

第四十五條を第五十三條とし、同條の次に次の一條を加える。

(認定等) についての申請及び国土交通大臣の命令

第五十四條 住宅型式性能認定又は第三十三條第一項の認証を申請した者は、その申請に係る型式又は型式住宅部分等の製造をする者について、登録住宅型式性能認定等機関(登録外国住宅型式性能認定等機関を除く。以下この項及び次項において同じ。)が認定等の業務を行わない場合又は登録住宅型式性能認定等機関の認定等の結果に異議のある場合は、国土交通大臣に対し、登録住宅型式性能認定等機関が認定等の業務を行うこと又は改めて認定等の業務を行うことを命ずべきことを申請することができる。

2 国土交通大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る登録住宅型式性能認定等機関が第四十四條第三項において準用する第十五條の規定に違反していると認めるときは、当該登録住宅型式性能認定等機関に対し、第十五條の規定による命令をするものとする。

3 国土交通大臣は、前項の場合において、第五十一條の規定による命令をし、又は命令をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をした者に通知するものとする。

4 前三項の規定は、登録外国住宅型式性能認定等機関について準用する。この場合において、第一項中「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、前二項中命令」とあるのは「請求」と読み替へるものとする。

第四十四條を削る。

第四十三條の見出しを「(登録基準等)」に改め、同條中「指定の申請を「登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。))」に改め、「基準」の下に「のすべて」を加え、「と認めるときでなければ、指定をしては」とを「とき、その登録をしなければ」に改め、同條各号を次のように改める。

一 次条の認定員(第四十四條第二項第一号に掲げる業務の種別に係る登録を受けようとする場合にあつては次条第一号イから二までの

いずれかに該当するもの、第四十四條第二項第二号に掲げる業務の種別に係る登録を受けようとする場合にあつては次条第二号イから八までのいずれかに該当するものに限る。)が認定等の業務を実施し、その数が三以上であること。

二 登録申請者が、住宅関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、住宅関連事業者がその親会社であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める住宅関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、住宅関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

三 認定等の業務を適正に行うために認定等の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

四 債務超過の状態にないこと。

四 登録は、登録住宅型式性能認定等機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号
二 登録住宅型式性能認定等機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三 登録の区分
四 登録住宅型式性能認定等機関が認定等の業務を行う事務所の所在地
五 次条の認定員の氏名
六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

第四十三條を第四十六條とし、同條の次に次の六條を加える。

(認定員)

第四十七條 登録住宅型式性能認定等機関は、次の各号に掲げる業務の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める者のうちから認定員を選任しなければならない。

一 第四十四條第二項第一号に掲げる業務 次のイから二までのいずれかに該当する者
イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において建築学、機械工学、電気工学又は衛生工学を担当する教授若しくは助教の職にあり、又はこれらの職にあつた者

ロ 建築、機械、電気又は衛生に関する分野の試験研究機関において十年以上試験研究の業務に従事した経験を有する者

ハ 一級建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者であつて、第七條第二項第一号に掲げる住宅に係る住宅性能評価について評価員として五年以上の実務の経験を有するもの

二 イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

第四十四條第二項第二号に掲げる業務 次のイからハまでのいずれかに該当する者
イ 前号イ又はロのいずれかに該当する者
ロ 建築材料又は建築物の部分の製造、検査又は品質管理の業務(工場その他これに類する場所において行われるものに限る。)についてこれらの業務を行う部門の管理者として五年以上の実務の経験を有する者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

(秘密保持義務)
第四十八條 登録住宅型式性能認定等機関(外国にある事務所により認定等の業務を行うもの(以下「登録外国住宅型式性能認定等機関」という。))を除く。その者が法人である場合にあつては、その役員及びその職員(認定員を含む。)

並びにこれらの者であつた者は、認定等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
(認定等業務規程)

第四十九条 登録住宅型式性能認定等機関は、認定等の業務に関する規程(以下この節において「認定等業務規程」という。)を定め、認定等の業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 認定等業務規程には、認定等の業務の実施の方法、認定等の業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めおかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出のあつた認定等業務規程が、この章の規定に従つて認定等の業務を公正かつ適確に実施する上で不適当であり、又は不適当となつたと認めるときは、登録住宅型式性能認定等機関(登録外国住宅型式性能認定等機関を除く。)に対し、その認定等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(適合命令)

第五十条 国土交通大臣は、登録住宅型式性能認定等機関(登録外国住宅型式性能認定等機関を除く。)が第四十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録住宅型式性能認定等機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第五十一条 国土交通大臣は、登録住宅型式性能認定等機関(登録外国住宅型式性能認定等機関を除く。)が第四十四条第三項において準用する第十五条の規定に違反していると認めるときは、その登録住宅型式性能認定等機関に対し、認定等の業務を行うべきこと又は認定等の業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録外国住宅型式性能認定等機関への準用)

第五十二条 第四十九条第三項及び前二条の規定は、登録外国住宅型式性能認定等機関について準用する。この場合において、これらの規定中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替へるものとする。

第四十二条中「指定を」と「登録」に改め、同条第二号中「第四十七条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、又は第五十一条第一項若しくは第二項を」を「第五十五条第一項から第三項まで」に、「承認」を「登録」に改め、同条第四十五条とする。

第四十一条の見出しを「登録」に改め、同条第一項中「第三十九条第一項の規定による指定を」を「第三十一条第一項又は第三十三条第一項の登録」に、「指定を」を「登録」に、「認定等」を「それぞれ住宅型式性能認定及び第三十一条第三項の規定による公示又は第三十三条第一項の認定、同条第三項の規定による公示及び第三十六条第一項の認定の更新(以下この節において「認定等」という。)」に改め、「外国にある事務所により行おうとする者を除く。」を削り、同条第二項中「ところにより、」の下に「次に掲げる業務の種類ごとに」を加え、同項に次の各号を加える。

一 住宅型式性能認定及び第三十一条第三項の規定による公示

二 第三十三条第一項の認定、同条第三項の規定による公示及び第三十六条第一項の認定の更新

第四十一条第三項を次のように改める。

3 第十条第一項及び第十一條の規定は登録に、第十條第二項及び第三項、第十二條、第十五條、第十八條、第十九條、第二十二條並びに第二十三條の規定は登録を受けた者(以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十条第一項及び第二項	前条第二項第二号	第四十六条第二項第二号
第十一条第二項	第七条から第九条まで	第四十四条第一項及び第二項、 第四十五条並びに第四十六条
第十二条第一項ただし書	第八条各号	第四十五条各号
第十五条、第十九条、第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第二項	評価の業務	認定等の業務

第四十一条を第四十四条とする。

第四章第二節の節名を次のように改める。

第二節 登録住宅型式性能認定等機関

第三十六条から第四十条までを削る。
第三十五条第一項中「第二十五条第一項、第二十六条から第三十条まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条第二項」を「第三十七条、第三十八条、第三十九条第二項」に改め、第四章第一節中同条を第四十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(標準の禁止)

第四十三条 国土交通大臣は、認証型式住宅部分等製造者(外国において本邦に輸出される型式住宅部分等製造者という。)を除く。以下この項において同じ。が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認証型式住宅部分等製造者に対し、二年以内の期間を定めて、当該認証型式住宅部分等に第三十九条第一項の標章を付することを禁止することができる。

一 認証型式住宅部分等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が第三十五条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合していない場合において、住宅購入者等の利益を保護するため特に必要があると認めるとき。

二 第三十八条又は第七十一条第二項の規定に

違反したとき。

三 不正な手段により認証を受けたとき。

2 国土交通大臣は、認証外国型式住宅部分等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認証外国型式住宅部分等製造者に対し、二年以内の期間を定めて、当該認証型式住宅部分等に第三十九条第一項の標章を付することを禁止することができる。

一 前項各号のいずれかに該当するとき。

二 前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をしたとき。

四 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により標章を付することを禁止したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。この場合において、第四十条の規定は、当該認証型式住宅部分等については、適用しない。

4 前条第一項の規定による認証外国型式住宅部分等製造者に対する検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該認証外国型式住宅部分等製造者の負担とする。

第三十四条第二項中「昭和二十五年法律第二百二号」を削り、同条を第四十条とし、同条の次に

次の一条を加える。

(認証の失効)

第四十一条 第三十三条第一項の認証は、当該認証に係る住宅型式性能認定が第五十三条第二項の規定により効力を失ったときは、その効力を失う。

第三十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第四十三条第一項又は第二項の規定により、その標章を付することを禁止されたときは、この限りでない。

第三十三条第二項中「前項の下に」規定により同項の標章を付する」を加え、同条を第三十九条とする。

第三十二条第一項ただし書中「輸出の」を「本邦において外国に輸出する」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十条及び第三十一条を削る。

第二十九条中「第二十五条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、「(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)」を削り、同条ただし書中「第二十六条各号」を「第三十四条各号」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十八条第一項中「第二十五条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条第二項中「第二十五条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同条を第三十六条とする。

第二十七条中「国土交通大臣は、第二十五条第一項を「第三十三条第一項の登録を受けた者は、同項に改め、同条を第三十五条とする。

第二十六条第二号を次のように改める。

二 第四十三条第一項又は第二項の規定により標章を付することを禁止され、その禁止の処分を受けた日から起算して二年を経過しない者

第二十六条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次の一号を加える。

三 前条第一項の認証が第五十三条第三項の規定により効力を失い、同項の規定による公示の日から起算して二年を経過しない者

第二十六条を第三十四条とする。

第二十五条第一項中「国土交通大臣は」を「第四十四条から第四十六条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録(第四十四条第二項第二号に掲げる業務の種別に係るものに限る。))を受けた者は」に、「認証を行う」を「(当該登録を受けた者が外国にある事務所によりこれを行う者である場合にあつては、外国において事業を行う者の申請に基づくものに限る。))を行うことができる」に改め、同条第三項中「国土交通大臣は、第一項」を「第一項の登録を受けた者は、同項」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十四条を削る。

第二十三条を第三十二条とする。

第二十四条第一項中「国土交通大臣は」を「第四十四条から第四十六条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録(第四十四条第二項第一号に掲げる業務の種別に係るものに限る。))を受けた者は」に、「いうをいい、当該登録を受けた者が外国にある事務所によりこれを行う者である場合にあつては、外国において事業を行う者の申請に基づくものに限る」に改め、同条第三項中「国土交通大臣」を「第一項の登録を受けた者」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十一条の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条第一項及び第二項中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に、「その指定」を「その登録」に改め、同項第一号中「第十二条第一項から第三項まで、第十四条、第十六条、第十八条第一項、第十九条」に、「第六十七条第二項」を「第七十一条第二項」に改め、同項第二号中「第十五条第一項の認可を受けた」を「第十六条第一項の規定による届出のあった」に改め、同項第三号から第五号までを次のように改める。

三 正当な理由がないのに第十八条第二項各号

の請求を拒んだとき。

四 第十六条第三項、第二十条又は第二十一条の規定による命令に違反したとき。

五 第八十七条第四項の規定による負担金の納付をしないとき。

第二十一条第二項第七号及び第三項中「指定」を「登録」に改め、第三章第二節中同条を第二十四条とする。

第三章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 登録講習機関

(登録)

第二十五条 第十三条の登録(以下この節において

て単に「登録」という。は、同条の講習の実施に関する業務(以下「講習の業務」という。))を行うとする者の申請により行う。

2 第十条第一項及び第十一条の規定は登録に、第十条第二項及び第三項、第十二条、第十五条第二項、第十六条第一項及び第二項、第十八条、第十九条第一項並びに第二十条から第二十三条までの規定は登録講習機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条第一項	前条第二項第二号から第五号まで	第二十七条第二項第二号及び第三号
第十条第二項	前条第二項第二号又は第四号から第六号まで	第二十七条第二項第二号から第四号まで
第十一条第二項	第七条から第九条まで	第二十五条第一項、第二十六条及び第二十七条
第十二条第一項ただし書	第八条各号	第二十六条各号
第十五条第二項、第十六条第一項及び第二項、第十九条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第二項	評価の業務	講習の業務
第十六条第一項及び第二項	評価業務規程	講習業務規程
第二十條	第九条第一項各号	第二十七條第一項各号
第二十一條	第十五條	第二十五條第二項において準用する第十五條第二項
第二十二條第一項	評価の業務を行うべきこと又は評価の業務	同項の規定による講習の業務を行うべきこと又は講習の業務
	公正かつ適確な	適正な

(欠格条項)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 第八条第一号から第三号までに掲げる者
- 二 第二十八条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第二十七条 国土交通大臣は、登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 住宅性能評価に関する法律制度及び実務に関する科目について講習の業務を実施するものであること。

二 前号の住宅性能評価に関する実務に関する科目にあつては、次のいずれかに該当する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

イ 建築士法第二条第二項に規定する一級建築士(以下「一級建築士」という。)又は建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第五条第一項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者(以下「建築基準適合判定資格者検定合格者」という。)であつて、住宅性能評価について評価員として三年以上の実務の経験を有するもの

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 登録申請者が、住宅関連事業者又は登録住宅性能評価機関(以下この号において「住宅関連事業者等」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

と。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、住宅関連事業者等がその親会社であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員)に占める住宅関連事業者等の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者等の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあっては、その代表権を有する役員)が、住宅関連事業者等の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者等の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

四 債務超過の状態にないこと。

二 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録講習機関が講習の業務を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の取消し等)

第二十八条 国土交通大臣は、登録講習機関が第二十六条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

二 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十五条第二項において準用する第十条第二項、第十二条第二項、第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十三条第一項の規定

に違反したとき。

二 第二十五条第二項において準用する第十六条第一項の規定による届出のあつた講習業務規程によらないで講習の業務を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第二十五条第二項において準用する第十八条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第二十五条第二項において準用する第二十条又は第二十一条の規定による命令に違反したとき。

五 講習の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する者若しくは法人にあってはその役員が、講習の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

三 第二十四条第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は前項の規定による講習の業務の停止について準用する。

(国土交通大臣による講習の業務の実施)

第二十九条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、講習の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録を受ける者がいないとき。

二 第二十五条第二項において準用する第二十条第一項の規定による講習の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録講習機関が天災その他の事由により講習の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

二 国土交通大臣は、前項の規定により講習の業務を行い、又は同項の規定により行っている講習の業務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

三 国土交通大臣が第一項の規定により講習の業務を行うこととした場合における講習の業務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(手数料)

第三十条 前条第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数を国に納めなければならない。

第二十条第一項中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、同条第二項中「指定」を「登録」に改め、同条を第二十三条とする。

第十九条第一項中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、「対し評価の業務」の下に「若しくは経理の状況」を加え、同条を第二十三条とする。

第十八条を削る。

第十七条中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(適合命令)

第二十条 国土交通大臣は、登録住宅性能評価機関が第九条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録住宅性能評価機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十一条 国土交通大臣は、登録住宅性能評価機関が第十五条の規定に違反していると認めるときは、その登録住宅性能評価機関に対し、評価の業務を行うべきこと又は評価の業務の方法

その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十六条の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に、「指定の」を「登録の」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十八条 登録住宅性能評価機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録住宅性能評価機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録住宅性能評価機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第十五条第一項中「指定住宅性能評価機関」を

平成十六年十一月十七日 参議院会議録第七号

「登録住宅性能評価機関」に改め、「定め」の下に

「評価の業務の開始前に」を加え、「の認可を受けなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 評価業務規程には、評価の業務の実施の方法、評価の業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかねばならない。

第十五条第三項中「認可をした」を「規定による届出のあつた」に、「評価の業務の公正かつ適確な実施上」を、「この章の規定に従つて評価の業務を公正かつ適確に実施する上で不適当であり、又は」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、同条に次の一項を加える。

2 登録住宅性能評価機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により評価の業務を行わなければならない。

第十四条を第十五条とする。

第十三条の見出しを「(秘密保持義務)」に改め、同条第一項中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に、「役員」次項において同じ。」を「役員」に、「含む」次項において同じを「含む」に改め、同条第二項を削り、同条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(評価員)

第十三条 登録住宅性能評価機関は、別表各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者であつて、第二十五条から第二十七条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)が行う講習の課程を修了したものの中から評価員を選任しなければならない。

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

別表(第九条、第十三条関係)

住宅性能評価を行う住宅		評 価 員	数
一 第七条第二項第一号に掲げる住宅	一級建築士若しくは建築基準適合判定資格者検定合格者又はこれらと同等以上の知識及び経験を有する者	住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を百九十で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を百二十で除した数の合計	
二 第七条第二項第二号に掲げる住宅	前号の中欄に掲げる者又は建築士法第二条第三項に規定する二級建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者	住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を千百で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を三百四十で除した数の合計	
三 第七条第二項第三号に掲げる住宅	前号の中欄に掲げる者又は建築士法第二条第四項に規定する木造建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者	住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を二千五百で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を六百で除した数の合計	
備考 この表において、住宅性能評価を行う設計された住宅又は建設された住宅の棟数は、第七条第一項の申請の日の属する事業年度の翌事業年度における計画(第十一条第一項の登録の更新を受けようとする場合にあつては、同条第二項において準用する第七条第一項の申請の日の属する事業年度の前事業年度における実績)によるものとする。			

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月一日から施行する。ただし、次条の規定は、平成十七年九月一日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 この法律による改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「新法」という。)第五十一条、第十三条、第三十一条第一項、第三十三条第一項又は第五十九条第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第六十一条(新法第二十五条第二項において準

用する場合を含む。)又は新法第四十九条第一項(新法第六十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による評価業務規程その他の規程の届出についても、同様とする。

第三条 この法律の施行の際現に次の表の各号の上欄に掲げる指定、認証又は承認を受けている者は、それぞれ当該各号の中欄に掲げる登録又は認証を受けているものとみなす。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる期間は、それぞれ当該各号の上欄に掲げる指定、認証若しくは承認又はそれらの更新の日から起算するものとする。

一 この法律による改正前の住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「旧法」という。)第七條第二項の国土交通省令で定める区分に係る旧法第五條第一項の指定	上欄に掲げる指定を受けた区分に相当するものとして国土交通省令で定める区分に係る新法第五條第一項の登録	新法第十一條第一項に規定する期間
二 旧法第二十五條第一項又は第三十七條第一項の認証	新法第三十三條第一項の認証	新法第三十六條第一項に規定する期間
三 旧法第四十一條第二項の国土交通大臣が定める区分に係る旧法第三十九條第一項の指定及び旧法第五十條第二項において準用する旧法第四十一條第二項の国土交通大臣が定める区分に係る旧法第三十九條第三項の承認	上欄に掲げる指定及び承認を受けた区分に相当するものとして国土交通大臣が定める区分に係る新法第三十一條第一項又は第三十三條第一項の登録	新法第四十四條第三項において準用する新法第十一條第一項に規定する期間
四 旧法第五十五條第二項において準用する旧法第四十一條第二項の国土交通大臣が定める区分に係る旧法第五十三條第二項の指定及び旧法第六十條第二項において準用する旧法第四十一條第二項の国土交通大臣が定める区分に係る旧法第五十三條第五項の承認	上欄に掲げる指定及び承認を受けた区分に相当するものとして国土交通大臣が定める区分に係る新法第五十九條第一項の登録	新法第六十一條第三項において準用する新法第十一條第一項に規定する期間

第四条 この法律の施行前にその課程を修了した講習であつて、新法第十三條の講習に相当するものとして国土交通大臣が定めるものは、同条の講習とみなす。

第五条 旧法第五條第一項の指定住宅性能評価機

関、旧法第三十九條第一項の指定住宅型式性能認定機関又は旧法第五十三條第二項の指定試験機関(これらの者が法人である場合にあつては、その役員)及びこれらの職員(旧法第十二條第一項の評価員、旧法第四十四條第一項の認定

員及び旧法第五十八條第一項の試験員を含む。)であつた者に係る旧法第七條第一項の評価の業務、旧法第三十九條第一項の認定等の業務又は旧法第五十三條第一項の試験の業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(住宅性能評価等に関する経過措置)

第六條 この法律の施行前に旧法第五條第一項の規定により交付された住宅性能評価書は、新法第五條第一項の規定により交付された住宅性能評価書とみなす。

第七條 この法律の施行の際現に旧法第二十二條第一項の規定による住宅型式性能認定(以下「旧住宅型式性能認定」という。)を受けている型式は、新法第三十一條第一項の規定による住宅型式性能認定を受けているものとみなす。

第八條 この法律の施行前に旧法第三十三條第一項(旧法第三十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された標章は、新法第三十九條第一項の規定により付された標章とみなす。

第九條 この法律の施行前に旧法第五十三條第二項の指定試験機関又は同条第五項の承認試験機関が作成した同条第四項の証明書は、新法第五十九條第一項の登録試験機関が作成した同条第二項の試験の結果の証明書とみなす。

第十條 この法律の施行前にされた旧法第五條第一項の住宅性能評価の申請、旧法第二十二條第一項の旧住宅型式性能認定の申請、旧法第二十五條第一項若しくは第三十七條第一項の認証(以下「旧認証」という。)の申請又は旧法第五十四條第二項の試験(以下「旧試験」という。)の申請であつて、この法律の施行の際、旧法第五條第一項の住宅性能評価書の交付、旧住宅型式性能認定若しくはその拒否、旧認証若しくはその拒否又は旧試験の結果の証明書の交付がなされていないものについてのこれらの交付又は処分については、なお従前の例による。

(審査請求に関する経過措置)

第十一條 この法律の施行前に旧法第三十九條第一項の指定住宅型式性能認定機関がした旧住宅型式性能認定若しくは旧認証又は旧法第五十三條第二項の指定試験機関がした旧試験(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)に係る処分又はその不作為に關する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求については、なお従前の例による。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第十二條 附則第二條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前に旧法(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法(これに基づく命令を含む。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十三條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十四條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

審査報告書

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成十六年十一月十六日

経済産業委員長 佐藤 昭郎
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の適確な実施を確保するため、メキシコ合衆国に輸出しようとする物品に係る特定原産地証明書の発給等を適正かつ確実に行うための措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年十一月九日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	1
第二章 特定原産地証明書の発給等(第三条―第七条)	2
第三章 指定発給機関(第八条―第二十五条)	3
第四章 特定原産地証明書の発給の決定の取消し等(第二十六条―第二十九条)	4
第五章 雑則(第三十条―第三十二条)	5
第六章 罰則(第三十三条―第三十九条)	6
附則	7

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(以下「日メキシコ協定」という。)の適確な実施を確保するため、特定原産地証明書の発給等を適正かつ確実に行うための措置を講じ、もって我が国の輸出貿易の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定原産品」とは、日メキシコ協定第四章の規定に基づき原産品とされる物品をいう。

2 この法律において「特定原産地証明書」とは、物品が特定原産品であることをメキシコ合衆国の税関当局(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)その他の関税に関する法律に相当する法令を執行する当局をいう。以下同じ。)に対し証明する書類であつて、経済産業大臣が発給し、又は日メキシコ協定に基づく国の事務として第八条第一項の指定発給機関が発給するものをいう。

第二章 特定原産地証明書の発給等

(特定原産地証明書の発給の申請)

第三条 メキシコ合衆国に輸出しようとする物品について、その輸出をしようとする者その他経済産業省令で定める者は、経済産業大臣に対し、特定原産地証明書の発給を申請することができる。

2 前項の発給を受けようとする者(以下「発給申請者」という。)は、経済産業省令で定める事項を記載した申請書(以下単に「申請書」という。)に、同項の物品が特定原産品であることを明らかにする資料を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。
3 第一項の申請の手続及び申請書の様式に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(特定原産地証明書の発給)

第四条 経済産業大臣は、前条第一項の申請があつた場合には、経済産業省令で定めるところにより審査を行い、同項の物品が特定原産品であると認めるときは、遅滞なく、経済産業省令で定める標準を付した特定原産地証明書を発給しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の発給に際し、特定原産地証明書の発給を受ける者に、その者が日メキシコ協定上留意すべき事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、特定原産地証明書の様式及び発給、再発給その他の手続に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(申請書の保存)

第五条 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、発給申請者から提出された申請書及び資料を保存しなければならない。

(特定原産品でなかつたこと等の通知)

第六条 特定原産地証明書の発給を受けた者(以下「証明書受給者」という。)は、当該特定原産地証明書の発給を受けた日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間に次掲げる事実を知つたときは、経済産業大臣その他経済産業省令で定める者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。ただし、その事実が第二号又は第三号に掲げるものであつて経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

一 当該特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかつたこと。
二 前号に掲げるもののほか、当該証明書受給者が提出した申請書の記載又は資料の内容に誤りがあつたことにより当該特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと。
三 当該特定原産地証明書に記載された事項に

変更があつたこと。

(書類の保存)

第七条 証明書受給者は、特定原産地証明書の発給を受けた物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該特定原産地証明書の発給を受けた日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

第三章 指定発給機関

(指定発給機関による発給事務)

第八条 経済産業大臣は、その指定する者(以下「指定発給機関」という。)に、特定原産地証明書の発給に関する事務(以下「発給事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定発給機関に発給事務の全部又は一部を行わせるときは、特定原産地証明書の発給を受けようとする者が確実にその発給を受ける機会を確保するため特に必要があると認めるときを除き、当該発給事務の全部又は一部を行わないものとする。

3 指定発給機関が発給事務を行う場合における前章の規定の適用については、第三条第一項中「経済産業大臣」とあるのは「指定発給機関(第八条第一項の指定発給機関をいい、第九条の規定により一部の発給事務(第八条第一項の発給事務をいう。以下この項において同じ。)の区分に係る指定を受けた者、第二十条の規定により発給事務の一部を休止し、若しくは廃止した者、第二十一条の規定により発給事務の一部の停止を命ぜられた者又は天災その他の事由により発給事務の一部を実施することが困難となつた者」にあつては、当該物品に係る発給事務を行うことができるものに限る。以下この章において同じ。」と、同条第二項、第四条第一項及び第二項並びに第五条中「経済産業大臣」とあるのは「指定発給機関」と、第六条中「経済産業大臣」とあるのは「当該特定原産地証明書を発給した指定発給機関」とする。

(指定)

第九条 前条第一項の規定による指定(以下単に「指定」という。)は、経済産業省令で定める区分ごとに、経済産業省令で定めるところにより、発給事務を行うとする者の申請により行う。
(欠格条項)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十一条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの(指定の基準)

第十一条 経済産業大臣は、第九条の規定により指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
一 当該申請に係る発給事務を適確かつ円滑に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 特定の者に支配されていないものその他発給事務の実施が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
三 日メキシコ協定の円滑な実施を妨げるものでないこと。

(指定の更新)

第十二条 指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(変更の届出)
第十三条 指定発給機関は、その名称若しくは住所又は発給事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(発給事務規程)
第十四条 指定発給機関は、発給事務に関する規程(以下「発給事務規程」という。)を定め、発給事務の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 発給事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。
3 経済産業大臣は、第一項の認可をした発給事務規程が発給事務の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定発給機関に対し、その発給事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の記載)
第十五条 指定発給機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、特定原産地証明書の発給に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(秘密保持義務等)
第十六条 指定発給機関の役員(法人でない指定

発給機関にあつては、当該指定を受けた者。次項、第二十六条第五項及び第三十八条において同じ。)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、発給事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 発給事務に従事する指定発給機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)
第十七条 経済産業大臣は、指定発給機関が第十条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定発給機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)
第十八条 経済産業大臣は、指定発給機関が第八条第三項の規定により読み替えて適用する第四条の規定に違反していると認めるときその他発給事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定発給機関に対し、発給事務を行うべきこと又は発給事務の実施の方法その他の事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(経済産業大臣への報告)
第十九条 指定発給機関は、第八条第三項の規定により読み替えて適用する第六条の規定により証明書受給者から通知を受けたときは、経済産業大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

(事務の休廃止)
第二十条 指定発給機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、発給事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)
第二十一条 経済産業大臣は、指定発給機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて発給事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
二 第十三条、第十五条、第十九条、前条又は第二十六条第四項の規定に違反したとき。
三 第十四条第一項の認可を受けた発給事務規程によらないで発給事務を行ったとき。
四 第十四条第三項、第十七条又は第十八条の規定による命令に違反したとき。
五 正当な理由がないのに第三十条第二項の規定による求めに応じなかつたとき。
六 不正の手段により指定を受けたとき。

(発給事務の引継ぎ等)
第二十二条 次に掲げる場合であつて、経済産業大臣が発給事務の全部又は一部を自ら行う場合における発給事務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

一 指定発給機関が第二十条の許可を受けて発給事務の全部又は一部を休止し、又は廃止した場合
二 前条の規定により指定を取り消し、又は指定発給機関に対し発給事務の全部若しくは一部の停止を命じた場合
三 指定発給機関が天災その他の事由により発給事務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合

(指定発給機関に対する立入検査等)

第二十三条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定発給機関に対し、発給事務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定発給機関の事務所に立ち入り、発給事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公示)

第二十四条 経済産業大臣は、指定をしたときは、指定発給機関の名称及び住所、発給事務を行う事務所の所在地並びに指定発給機関が行う発給事務の区分を官報に公示しなければならない。

2 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十三条の規定による届出があったとき。

二 第二十条の許可をしたとき。

三 第二十一条の規定により指定を取り消し、又は発給事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 経済産業大臣が発給事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた発給事務の全部若しくは一部を行わなくなることとするとき。

(指定発給機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十五条 指定発給機関が行う特定原産地証明書の発給に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

第四章 特定原産地証明書の発給の決定の取消し等

(証明書受給者の報告等)

第二十六条 経済産業大臣は、第六条各号に掲げる事実について確認するため必要な限度において、証明書受給者に対して必要な報告を求め、又はその職員をして証明書受給者について、当該証明書受給者の同意を得て、実地に第七条に規定する書類を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、指定発給機関が特定原産地証明書を発給した場合には、当該特定原産地証明書が発給した指定発給機関に、前項の規定による報告を求めさせ、又は検査を行わせることができる。

3 経済産業大臣は、前項の規定により指定発給機関に報告を求めさせ、又は検査を行わせる場合には、当該指定発給機関に対し、当該報告を求める事項その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

4 指定発給機関は、前項の指示に従つて第二項に規定する報告を求め、又は検査を行ったときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

5 指定発給機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項に規定する報告又は検査に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(特定原産地証明書の発給の決定の取消し)

第二十七条 経済産業大臣は、特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったと認めるときは、当該特定原産地証明書の発給の決定を取り消さなければならない。

2 経済産業大臣は、特定原産地証明書の発給を受けた証明書受給者が、正当な理由がなく、前条第一項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、当該特定原産地証明書の発給の決定を取り消すことができる。

(取消しの通報)

第二十八条 経済産業大臣は、前条の規定により特定原産地証明書の発給の決定を取り消したときは、メキシコ合衆国の税関当局に対し、速やかにその旨を通報しなければならない。ただし、その通報をする前に当該特定原産地証明書の返納を受けたときは、この限りでない。

(特定原産地証明書の返納)

第二十九条 第二十七条の規定により特定原産地証明書の発給の決定が取り消された場合には、現に当該特定原産地証明書を所持する証明書受給者は、遅滞なく、その特定原産地証明書を経済産業大臣に返納しなければならない。

第五章 雑則

(メキシコ合衆国の税関当局に対する情報提供等)

第三十条 経済産業大臣は、メキシコ合衆国に特定原産地証明書の発給を受けた物品が輸出された場合において、メキシコ合衆国の税関当局から当該物品が特定原産品であるか否かに関する

情報の提供を求められた場合には、政令で定める期間内に、その求めに応じなければならない。ただし、当該求めに応じて提供しようとする情報に証明書受給者その他の関係者に関する情報が含まれている場合において、当該情報をメキシコ合衆国の税関当局に提供することについてその者の同意がない場合は、この限りでない。

2 経済産業大臣は、メキシコ合衆国の税関当局から前項の情報の提供を求められた場合には、当該求めに応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、当該特定原産地証明書を発給した指定発給機関に対し、期限を付けて、報告又は資料の提出を求めることができる。

3 経済産業大臣は、証明書受給者が第六条の規定に違反して同条各号に掲げる事実を通知していないことを知つたときは、経済産業省令で定める者に対し、速やかにその旨を通報しなければならない。

(標章の使用制限)

第三十一条 何人も、第四条第一項(第八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する場合を除くほか、原産地証明書(物品が我が国を原産地とすること又は特定原産品であること若しくは日メキシコ協定第四章の規定に相当する他の国際約束の規定に基づき原産品とされるものであることを外国の税関当局に対し証明する書類をいう。)に第四条第一項に規定する標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

(手数料)

第三十二条 発給申請者は、経済産業大臣の行う特定原産地証明書の発給にあつては実費を勘案して政令で定める額の、指定発給機関の行う特定原産地証明書の発給にあつては実費を勘案して政令で定めるところにより指定発給機関が経済産業大臣の認可を受けて定める額の手料を納付しなければならない。

2 前項の手料は、経済産業大臣の行う特定原産地証明書の発給を受けようとする者の納付するものについては国庫の、指定発給機関の行う特定原産地証明書の発給を受けようとする者の納付するものについては当該指定発給機関の収入とする。

第六章 罰則

第三十三条 第十六条第一項又は第二十六条第五項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 第三十一条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 経済産業大臣又は指定発給機関に対し、特定原産地証明書の発給を受けるに当たり虚偽の申請書又は虚偽の資料を提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 証明書受給者が、特定原産地証明書の発給を受けた日以後第六条の経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において当該特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったことを知つたにもかかわらず、経済産業大臣(当該特定原産地証明書が指定発給機関により発給されたものであるときは、当

該指定発給機関)に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなかつたときは、三十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 第二十九条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定発給機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第三項の規定により読み替えて適用する第五条の規定に違反したとき。

二 第二十条の許可を受けずに発給事務の全部を廃止したとき。

三 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条から第三十七条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、日メキシコ協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(準備行為)
第二条 指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、第九条

から第十一条まで、第十四条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項の規定の例により行うことができる。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第三章の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

関税暫定措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
平成十六年十一月十六日

財政金融委員長 浅尾慶一郎

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を実施するため、同協定で定められた関税の緊急措置及び関税割当制度の導入等に関し、関税暫定措置法について所要の改正を行うものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年十一月九日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の八第一項第二号イ中「第六項」の下に「並びに次条第一項第二号イ及びロ、第六項並びに第十項第二号イ及びロ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

第七条の九 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(以下「メキシコ協定」という。)に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類の貨物(メキシコ協定第五条一の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。)の輸入の増加の事実(第八項及び第十項において「メキシコ特定貨物の輸入増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第八項及び第十項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、メキシコ協定第五十三条一及び二の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(第十項の規定により指定された期間と通算して三年以内に限る。)を指定し、次の措

置をとることができる。

一 指定された貨物についてメキシコ協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ メキシコ協定の効力発生の日の前日における実行税率

2 前項の規定による措置をとる場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、メキシコ協定第五十三条5の規定に基づき、当該措置につき第十項の規定により指定された期間と通算して三年を超え四年以内の期間を指定することができる。この場合においては、当該措置は、当該指定しようとする期間内において段階的に緩和されたものでなければならぬ。

3 第一項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、メキシコ協定第五十三条5の規定に基づき、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を第十項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限り

延長することができる。

4 政府は、前項の規定に基づき、第一項の規定により指定された期間を第十項の規定により指定された期間と通算して三年を超えて延長する場合においては、メキシコ協定第五十三条5の規定に基づき、当該措置を段階的に緩和するものとする。

5 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、メキシコ協定第五十三条9に規定する協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

6 メキシコにおいてメキシコ協定第五十三条1及び2の規定による措置(次項において「メキシコの緊急措置」という。)がとられた場合には、メキシコ協定第五十三条11の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

7 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又はメキシコの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

8 政府は、メキシコ特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合にお

いて、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

9 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

10 政府は、第八項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、メキシコ特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、メキシコ協定第五十四条1及び4の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(二百日以内に限り)を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてメキシコ協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ メキシコ協定の効力発生の日の前日にお

ける実行税率

11 政府は、第八項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を当該調査が終了した日から六十日以内に還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該課税部分の関税についても、同様とする。

12 第一項の規定による措置がとられていた貨物については、これらの措置が終了した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は一年間のいずれか長い期間を経過した日以後でなければ、同項又は第十項の規定による措置をとることができない。

13 政府は、メキシコ協定の効力発生の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、第一項又は第十項の規定による措置をとることができる。

14 第八条の七第一項、第二項及び第四項並びに第八条の八第一項に規定する譲許の便益の適用を受ける物品については、第一項又は第十項の規定は、適用しない。

15 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八条の四第一項中「この項」の下に「及び第八条の七第四項」を加える。

第八条の七の見出しを「軽減税率等の適用手続」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第八

条の九とする。

2 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品で政令で定めるものについて、その譲許の便益の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

第八条の六の次に次の二条を加える。
(メキシコ協定に基づく関税割当制度等)

第八条の七 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品(次項及び次条に規定する物品を除く。)については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十二年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

2 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち輸出国が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているもの(次条に規定する物品を除く。)については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、メキシコが発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十二年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

3 前二項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前二項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

4 平成二十三年度までの各年度において、メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度の基準として定められている物品について、その輸入額が、当該一定の額を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた物品及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌々月の初日から当該年度の末日までに輸入申告(当該譲許の便益の適用を受けることができるものとされていた期間中に蔵入れ申請等がされた物品に係るものを除くものとし、関税法第七十六条第三項(郵便物を受け取つた旨の通知)の規定による通知を含む。)又は蔵入れ申請等がされるものについては、当該譲許の便益は、適用しない。

シコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品について、その輸入額が、当該一定の額を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた物品及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌々月の初日から当該年度の末日までに輸入申告(当該譲許の便益の適用を受けることができるものとされていた期間中に蔵入れ申請等がされた物品に係るものを除くものとし、関税法第七十六条第三項(郵便物を受け取つた旨の通知)の規定による通知を含む。)又は蔵入れ申請等がされるものについては、当該譲許の便益は、適用しない。

5 前項の輸入額は、関税法第二百一条第一号の統計の数値又は当該統計の作成方法に準じて、メキシコ協定附属書一の日本国の表において同一の注釈番号が付されている物品ごとに毎月集計し、これを順次加算して算出するものとする。

(メキシコ協定に基づく市場の開拓等を目的とした関税割当制度)
第八条の八 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち輸出国が市場の開拓及び販売の促進を目的として発給する証明書に基づき輸入国が市場の開拓及び販売の促進を目的として割当てを行うこととされているものについては、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮並びにメキシコが発給する証明書に基づいて政府が行う

割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成十九年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第九条中「前条の軽減税率を」を「前条第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益に、又は軽減税率を」若しくは軽減税率若しくは譲許の便益に改める。

第十条第二号中「第八条の七の軽減税率を」を「第八条の九第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益に改め、当該軽減税率の下に又は当該譲許の便益による税率を加える。

第十条の二中「第八条の七の軽減税率を」を「第八条の九第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益に改め、若しくは軽減税率の下に若しくは譲許の便益を加える。

第十一条第一項中「第八条の七の軽減税率を」を「第八条の九第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益に、」を「第七条第一項又は第八条の七を」を「第七条第一項、第八条の九第一項又は同条第二項に、又は軽減税率の適用を受けた貨物又は「軽減税率の適用を受けた貨物」又は「軽減税率の適用を受けた貨物」に改める。

別表第一中「第八条の七」を「第八条の九」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第二条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項に次の一号を加える。

五 関税暫定措置法第七条の九第十一項(メキシコの特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付)

第十四条第二項中「第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に改める。

投票者氏名

日程第一 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)賛成者氏名

阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	荒井 正吾君
荒井 広幸君	有村 治子君
泉 信也君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩永 浩美君	魚住 汎英君
小野 清子君	大仁田 厚君
大野つや子君	太田 豊秋君
岡田 直樹君	岡田 広君
荻原 健司君	加治屋義人君
加納 時男君	狩野 安君
景山俊太郎君	柏村 武昭君
片山虎之助君	金田 勝年君
亀井 郁夫君	河合 常則君

木村 仁君	岸 信夫君	北川イツセイ君	倉田 寛之君	小泉 昭男君	小齊平敏文君	後藤 博子君	佐藤 昭郎君	坂本由紀子君	清水嘉与子君	陣内 孝雄君	鈴木 政二君	関口 昌一君	田浦 直君	田村 公平君	竹山 裕君	谷川 秀善君	鶴保 庸介君	中島 啓雄君	中原 爽君	二之湯 智君	西田 吉宏君	野上浩太郎君	長谷川憲正君	林 芳正君	藤井 基之君	保坂 三蔵君	舩添 要一君	舩添 要一君	松村 祥史君	松山 政司君	水落 敏栄君	森元 恒雄君
岸 宏一君	北岡 秀二君	杵掛 哲男君	小池 正勝君	小泉 顕雄君	小林 温君	鴻池 祥肇君	佐藤 泰三君	山東 昭子君	椎名 一保君	末松 信介君	世耕 弘成君	関谷 勝嗣君	田中 直紀君	田村耕太郎君	武見 敬三君	常田 享詳君	中川 義雄君	中曾根弘文君	中村 博彦君	西島 英利君	西銘順志郎君	野村 哲郎君	橋本 聖子君	福島啓史郎君	藤野 公孝君	真鍋 賢二君	松田 岩夫君	松村 龍二君	三浦 一水君	溝手 顕正君	矢野 哲朗君	

山内 俊夫君	山崎 正昭君	山谷えり子君	山本 順三君	吉村剛太郎君	足立 信也君	朝日 俊弘君	家西 悟君	大塚 直史君	岩本 司君	小川 勝也君	尾立 源幸君	大久保 勉君	岡崎トミ子君	神本美恵子君	喜納 昌吉君	工藤堅太郎君	小林 正夫君	奥石 東君	佐藤 道夫君	齋藤 勤君	芝 博一君	下田 敦子君	榎葉賀津也君	田名部匡省君	高嶋 良充君	谷 博之君	ツチノマルティ君	辻 泰弘君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	羽田雄一郎君
山崎 力君	山下 英利君	山本 一太君	吉田 博美君	若林 正俊君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	池口 修次君	今泉 昭君	江田 五月君	小川 敏夫君	大江 康弘君	大塚 耕平君	加藤 敏幸君	木俣 佳文君	北澤 俊美君	郡司 彰君	小林 元君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	櫻井 充君	島田智哉子君	主濱 了君	鈴木 寛君	田村 秀昭君	高橋 千秋君	千葉 景子君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君	内藤 正光君	西岡 武夫君	林 久美子君

平田 健二君	広田 一君	広野ただし君	藤末 健三君	藤原 正司君	前田 武志君	松岡 徹君	円 より子君	峰崎 直樹君	築瀬 進君	柳田 稔君	山根 隆治君	蓮 舫君	若林 秀樹君	荒木 清寛君	浮島とも子君	風間 昶君	木庭健太郎君	白浜 一良君	谷合 正明君	西田 実仁君	浜四津敏子君	福本 潤一君	山口那津男君	山本 香苗君	渡辺 孝男君	大田 昌秀君	洲上 貞雄君	糸数 慶子君	近藤 正道君	角田 義一君
平野 達男君	広中和歌子君	福山 哲郎君	藤本 祐司君	前川 清成君	松井 孝治君	松下 新平君	水岡 俊一君	森 ゆうこ君	柳澤 光美君	山下八洲夫君	山本 孝史君	和田ひろ子君	渡辺 秀央君	魚住裕一郎君	加藤 修一君	草川 昭三君	澤 雄二君	高野 博師君	遠山 清彦君	浜田 昌良君	弘友 和夫君	松 あきら君	山下 栄一君	山本 保君	鰐淵 洋子君	福島みづほ君	又市 征治君	黒岩 宇洋君	鈴木 陽悦君	

反対者氏名 八名

井上 哲士君 緒方 靖夫君
紙 智子君 小池 晃君
小林美恵子君 大門実紀史君
仁比 聡平君 吉川 春子君

日程第二 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名 二二六名

阿部 正俊君 愛知 治郎君
青木 幹雄君 秋元 司君
浅野 勝人君 荒井 正吾君
荒井 広幸君 有村 治子君
泉 信也君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩永 浩美君 魚住 汎英君
小野 清子君 大仁田 厚君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡田 直樹君 岡田 広君
荻原 健司君 加治屋義人君
加納 時男君 狩野 安君
景山俊太郎君 柏村 武昭君
片山虎之助君 金田 勝年君
亀井 郁夫君 河合 常則君
木村 仁君 岸 宏一君
岸 信夫君 北岡 秀二君
北川イツセイ君 杵掛 哲男君
倉田 寛之君 小池 正勝君
小泉 昭男君 小泉 顕雄君
小齊平敏文君 小林 温君

後藤 博子君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
坂本由紀子君	山東 昭子君
清水嘉与子君	椎名 一保君
陣内 孝雄君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	関谷 勝嗣君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	田村耕太郎君
竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	常田 享詳君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中曾根弘文君
中原 爽君	中村 博彦君
二之湯 智君	西島 英利君
西田 吉宏君	西銘順志郎君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
長谷川憲正君	橋本 聖子君
林 芳正君	福島啓史郎君
藤井 基之君	藤野 公孝君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
舩添 要一君	松田 岩夫君
松村 祥史君	松村 龍二君
松山 政司君	三浦 一水君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
森元 恒雄君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 力君
山崎 正昭君	山下 英利君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉田 博美君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
足立 信也君	浅尾慶一郎君

朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
家西 悟君	池口 修次君
犬塚 直史君	今泉 昭君
岩本 司君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大江 康弘君
大久保 勉君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君
神本美恵子君	木俣 佳丈君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君
工藤堅太郎君	郡司 彰君
小林 正夫君	小林 元君
奥石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
齋藤 勁君	櫻井 充君
芝 博一君	島田智哉子君
下田 敦子君	主濱 了君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君
田名部匡省君	田村 秀昭君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
谷 博之君	千葉 景子君
ツチン マルティ君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	富岡由紀夫君
那谷屋正義君	内藤 正光君
直嶋 正行君	西岡 武夫君
羽田雄一郎君	林 久美子君
平田 健二君	平野 達男君
広田 一君	広中和歌子君
広野ただし君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤本 祐司君
藤原 正司君	前川 清成君
前田 武志君	松井 孝治君

松岡 徹君	松下 新平君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君
森 ゆうこ君	築瀬 進君
柳澤 光美君	柳田 稔君
山下八洲夫君	山根 隆治君
山本 孝史君	蓮 舫君
和田ひろ子君	若林 秀樹君
渡辺 秀央君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	白浜 一良君
高野 博師君	谷合 正明君
遠山 清彦君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	福本 潤一君
松 あきら君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君	井上 哲士君
緒方 靖夫君	紙 智子君
小池 晃君	小林美恵子君
大門実紀史君	仁比 聡平君
吉川 春子君	大田 昌秀君
福島みずほ君	淵上 貞雄君
又市 征治君	糸数 慶子君
黒岩 宇洋君	近藤 正道君
鈴木 陽悦君	角田 義一君

反对者氏名

円 より子君

一名

日程第三 関税暫定措置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
二一九名

阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	荒井 正吾君
荒井 広幸君	有村 治子君
泉 信也君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩永 浩美君	魚住 汎英君
小野 清子君	大仁田 厚君
大野つや子君	太田 豊秋君
岡田 直樹君	岡田 広君
荻原 健司君	加治屋義人君
加納 時男君	狩野 安君
景山俊太郎君	柏村 武昭君
片山虎之助君	金田 勝年君
亀井 郁夫君	河合 常則君
木村 仁君	岸 宏一君
岸 信夫君	北岡 秀二君
北川イツセイ君	杵掛 哲男君
倉田 寛之君	小池 正勝君
小泉 昭男君	小泉 顕雄君
小斉平敏文君	小林 温君
後藤 博子君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
坂本由紀子君	山本 昭子君
清水嘉与子君	椎名 一保君
陣内 孝雄君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	関谷 勝嗣君
田浦 直君	田中 直紀君

田村 公平君	田村耕太郎君	神本美恵子君	木俣 佳丈君
竹山 裕君	武見 敬三君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君
谷川 秀善君	常田 享詳君	工藤堅太郎君	郡司 彰君
鶴保 庸介君	中川 義雄君	小林 正夫君	小林 元君
中島 啓雄君	中曾根弘文君	輿石 東君	佐藤 泰介君
中原 爽君	中村 博彦君	佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
二之湯 智君	西島 英利君	齋藤 勁君	櫻井 充君
西田 吉宏君	西銘順志郎君	芝 博一君	島田智哉子君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	下田 敦子君	主演 了君
長谷川憲正君	橋本 聖子君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君
林 芳正君	福島啓史郎君	田名部匡省君	田村 秀昭君
藤井 基之君	藤野 公孝君	高嶋 良充君	高橋 千秋君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	谷 博之君	千葉 景子君
舩添 要一君	松田 岩夫君	シシ マルチ君	津田弥太郎君
松村 祥史君	松村 龍二君	辻 泰弘君	富岡由紀夫君
松山 政司君	三浦 一水君	那谷屋正義君	内藤 正光君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	直嶋 正行君	西岡 武夫君
森元 恒雄君	矢野 哲朗君	羽田雄一郎君	林 久美子君
山内 俊夫君	山崎 力君	平田 健二君	平野 達男君
山崎 正昭君	山下 英利君	広田 一君	広中和歌子君
山谷えり子君	山本 一太君	広野ただし君	福山 哲郎君
山本 順三君	吉田 博美君	藤末 健三君	藤本 祐司君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	藤原 正司君	前川 清成君
足立 信也君	浅尾慶一郎君	前田 武志君	松井 孝治君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	松岡 徹君	松下 新平君
家西 悟君	池口 修次君	円 より子君	水岡 俊一君
犬塚 直史君	今泉 昭君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君
岩本 司君	江田 五月君	築瀬 進君	柳澤 光美君
小川 勝也君	小川 敏夫君	柳田 稔君	山下八洲夫君
尾立 源幸君	大江 康弘君	山根 隆治君	山本 孝史君
大久保 勉君	大塚 耕平君	蓮 舫君	和田ひろ子君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君

神本美恵子君	木俣 佳丈君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君	浮島とも子君	加藤 修一君
工藤堅太郎君	郡司 彰君	風間 昶君	草川 昭三君
小林 正夫君	小林 元君	木庭健太郎君	澤 雄二君
輿石 東君	佐藤 泰介君	白浜 一良君	高野 博師君
佐藤 道夫君	佐藤 雄平君	谷合 正明君	遠山 清彦君
齋藤 勁君	櫻井 充君	西田 実仁君	浜田 昌良君
芝 博一君	島田智哉子君	浜四津敏子君	弘友 和夫君
下田 敦子君	主演 了君	福本 潤一君	松 あきら君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	山口那津男君	山下 栄一君
田名部匡省君	田村 秀昭君	山本 香苗君	山本 保君
高嶋 良充君	高橋 千秋君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
谷 博之君	千葉 景子君	大田 昌秀君	福島みずほ君
シシ マルチ君	津田弥太郎君	洲上 貞雄君	又市 征治君
辻 泰弘君	富岡由紀夫君	糸数 慶子君	黒岩 宇洋君
那谷屋正義君	内藤 正光君	近藤 正道君	鈴木 陽悦君
直嶋 正行君	西岡 武夫君	角田 義一君	
羽田雄一郎君	林 久美子君		
平田 健二君	平野 達男君		
広田 一君	広中和歌子君		
広野ただし君	福山 哲郎君		
藤末 健三君	藤本 祐司君		
藤原 正司君	前川 清成君		
前田 武志君	松井 孝治君		
松岡 徹君	松下 新平君		
円 より子君	水岡 俊一君		
峰崎 直樹君	森 ゆうこ君		
築瀬 進君	柳澤 光美君		
柳田 稔君	山下八洲夫君		
山根 隆治君	山本 孝史君		
蓮 舫君	和田ひろ子君		
若林 秀樹君	渡辺 秀央君		

反対者氏名

八名

井上 哲士君 緒方 靖夫君
紙 智子君 小池 晃君
小林美恵子君 大門実紀史君
仁比 聡平君 吉川 春子君

原子力発電所等における人身事故に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十六年十一月五日

参議院議長 扇 千景殿

福島みずほ

原子力発電所等における人身事故に関する質問主意書

茨城県東海村の核燃料製造会社であった株式会社ジェー・シー・オーで、従業員二人のほか、六百六十人余の周辺住民が被ばくした臨界事故から、既に五年が経過した。しかし、その後も、本年八月九日の関西電力株式会社美浜発電所での配管破断事故(作業員四人即死、七人重軽傷後に一人死亡)や、同年十月十八日の東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所での男性作業員の燃料プールの落下事故と、原子力関連施設における人身事故が続発している。

以上の二例にとどまらず、犠牲者又は施設から直接病院に送致され治療を受ける受傷者を生じるような事故(以下「人身事故」という。)が、全国の原子力発電所及び関連施設(以下「原発等」という。)において発生しているが、その詳細及び対応策は明らかになっていない。

よって、以下質問する。

一 これまで原発等において発生した各人身事故に関し、発生年順に、発生年月日、発生場所(施設名)、死亡者又は受傷者の数及び受傷態様をそれぞれ明らかにされたい。

二 一で示された各人身事故に関し、施設への立入調査、労災認定、補償措置、施設の改善など、当該施設やその設置事業者、政府及び地方自治体の対応につき、その内容を明らかにされたい。

三 原発等におけるこれらの人身事故につき、政府として、今後どのような再発防止策を講ずるか、明らかにされたい。

四 これらの人身事故に関しては、原子力安全対

策や産業保安対策、労働者災害補償対策等の担当省庁が複数にわたっていることも、政府としての確な対策が採れず、再発予防に困難を生じている一因ではないかと考えられる。

そこで、仮に同様な人身事故が発生した場合、迅速な情報把握と適切な被害者救済のため、どのような体制で対応するのか。今後新たに体制を整備する予定があれば、その新たな体制についても明らかにされたい。

右質問する。

平成十六年十一月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員福島みずほ君提出原子力発電所等における人身事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出原子力発電所等における人身事故に関する質問に対する答弁書

一及び二について

原子力発電所等において発生した事故については、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)、電気事業法(昭和三十三年法律第七十号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)等の規定に基づき、報告等を受けて把握しているものもあるが、当該報告等のすべてを整理し、集計するなどの作業が膨大なものとなることか

ら、お尋ねの点にお答えすることは困難である。

三について

原子力発電所等については、原子炉等規制法、電気事業法、労働安全衛生法等の規定に基づき、労働者の被ばく線量の測定等事業者による適切な被ばく管理を確保し、また、設備の安全確保のための定期検査等を的確に実施するなど、事故の発生防止に努めてきているところであり、今後ともこれらの措置の適切な実施に万全を期してまいりたい。

四について

原子力発電所等における事故については、大規模な事故の発生時に関係省庁間で情報を共有するための枠組みを整備するなど、関係省庁間の連携を含め、必要に応じ適切に対応してきているところであり、現時点で新たな体制の整備が必要であるとは考えていない。

規制改革・民間開放推進会議委員の資質に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十六年十一月九日

櫻井 充

参議院議長 扇 千景殿

規制改革・民間開放推進会議委員の資質に関する質問主意書

今般、各分野で様々な規制緩和がなされている。そのような中、平成十六年十月十二日に開催

された規制改革・民間開放推進会議(宮内義彦議長(オリックス株式会社取締役兼代表執行役会長)において、経済の活性化や消費者(国民)のニーズに貢献するという観点から、会議の基本方針の一部として提出された資料の中に「薬局・薬店以外のコンビニエンスストア、チェーンストアなどの一般小売店における医薬品の販売については、本年七月三十日に実施された「医薬部外品へ移行した上での販売解禁(三百七十一品目)」に止まることなく、医薬品そのものを、特例販売業や配置販売業と同様、一部については販売可能とする。」とした規制緩和策が打ち出されている。

る会議の長の立場を利用して、特定の企業の利益を図ることが可能となる状況、すなわち「利害の抵触」が発生していると言わざるを得ない。残念ながら政府はこうした「利害の抵触」という問題についての精神が欠落している人選を行っているのではない。

以上のことから、以下質問する。

一 政府は「利害の抵触」をどのように考えているのか、明確に見解を示されたい。

二 宮内氏の場合、一に對する答弁で政府が示した「利害の抵触」に当たらないのか、明確に見解を示されたい。

三 現在の会議の前身である規制緩和委員会から規制改革に関する会議の長として宮内氏が継続して就任している間、関連会社の業績が急激に伸びている。これは宮内氏が関連会社に有利な取り計らいをしている疑惑があるのではないか。これについて、政府の見解を示されたい。

四 三で述べたように、自分が関連している企業の利益誘導に貢献している疑いのある宮内氏を、規制改革に関する会議の長として選出しているのは問題ではないか、政府の見解を示されたい。

五 宮内氏がなぜ、当初の規制緩和委員会の委員として任命されたのか、理由を明確に示されたい。

六 三及び四で述べた疑惑が確実となった場合、政府はどういった責任を取るのか、政府の見解を示されたい。

七 宮内氏の他に、規制改革・民間開放推進会議委員の中で、一に對する答弁で政府が示した「利害の抵触」に当たる者はいるか。

宮内氏は、現在の会議の前身である規制緩和委員会後の規制改革委員会の委員長に平成十年二月五日選出され、平成十三年三月末に委員会が廃止されるまで務め上げた。さらに、平成十三年四月一日に発足した総合規制改革会議、平成十六年四月一日に発足した規制改革・民間開放推進会議においてもそれぞれ議長に選ばれた。このことからわかるように、政府において規制改革を司る会議の長を宮内氏が継続して務めている。

一方、宮内氏が会長を務めるオリックスグループに所属する医療関連企業二社(株式会社サンリス、医療産業株式会社)の過去五年間の業績を見ると、株式会社サンリスの営業収入は平成十一年三月期に七十八億円、平成十五年三月期に百一億円となっており、同様に医療産業株式会社については平成十一年三月期に七億一千万円、平成十五年三月期に八億六千万円と、両社とも平成十一年三月期と平成十五年三月期を比較すると増収となっている。

このことは、政府の政策を国民の利益で決定す

八 他の審議会・私的諮問会議でも三及び四で述べたような会議の内容と自分が関連する企業について、「利害の抵触」が発生している可能性があると考えられるにもかかわらず、その会議に委員等として参加している者はいるのか。いるのであれば会議の名称及びその者の氏名を明らかにするとともに、その者が関連する企業の名称及び委員在任中の業績の推移をどのように把握しているか示されたい。

右質問する。

平成十六年十一月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員櫻井充君提出規制改革・民間開放推進委員の資質に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出規制改革・民間開放推進会議委員の資質に関する質問に対する答弁書

一について

国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十七条及び第五十四条に基づき設置されている合議制の機関(以下「審議会等」という。)の委員は国家公務員であるところ、国家公務員の任用については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)等に基づき、各任命権者において、任用する官職の職務内容、その者の知識、経験、能力、適性等を総合的に勘案して、適切に行われているものである。

る。また、国家公務員は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を自覚し、公正に職務に当たるべきものである。

審議会等については、適切な運営が図られるよう、その設置について定める法令等において、必要に応じ、委員の要件、議事運営の方法等を定め、議事を公開すること等により透明性の確保も図っているところである。

したがって、御指摘のような「利害の抵触」の問題が生ずるとは考えていない。

二及び七について

規制改革・民間開放推進会議は、内閣府設置法第三十七条に基づき設置されている審議会等であり、その議長である宮内氏及びその他の委員に関しても、一について述べたとおり、御指摘のような「利害の抵触」の問題が生ずるとは考えていない。

三、四及び六について

宮内氏は、規制改革全般に関して優れた識見を有する者として、公正に規制改革・民間開放推進会議の運営を行っていると承知しており、お尋ねのように「関連会社に有利な取り計らいをしている」とは考えていない。

五について

宮内氏は、「規制緩和委員会の設置について」(平成十年一月二十六日行政改革推進本部長決定)に基づき、規制緩和の推進について専門的な知識を有する者として、行政改革推進本部長である内閣総理大臣により同委員会委員として委嘱されたものである。

八について

審議会等については、一について述べたと

おり、御指摘のような「利害の抵触」の問題が生ずるとは考えていない。また、懇談会等行政運営上の会合については、行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであり、政府の政策を決定する場ではなく、御指摘のような「利害の抵触」の問題が生ずるとは考えていない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
本体 本号一部
一〇円 二五円